

### 第3章 地域特性に関する情報

事業実施区域及びその周辺の概況は、既存資料等により把握した。その対象範囲は、事業実施区域が位置する長島町及び木曾岬町、並びに弥富町とした。

なお、長島町は平成16年12月6日に合併により桑名市長島町となっているが、本章では旧町名である長島町と記載した。

#### 1 自然的状況

##### 1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

###### (1) 気象

事業実施区域周辺の気象観測所等位置図を図3.1-1に示す。

事業実施区域及びその周辺は、内陸性の東日本型（東海・関東型）気候地域に位置し、年間を通して比較的温暖な気候である。最も近いアメダス観測所（地域気象観測所）の桑名観測所（桑名市江場ポンプ場）の観測結果（1979年～2003年の25年間の平均値）によると、平均気温は15.5℃、平均降水量（年間値）は1,590.9mmとなっている。<sup>1)</sup>また、月平均気温図、月平均降水量図及び年間風配図は図3.1-2～4に示すようになっている。

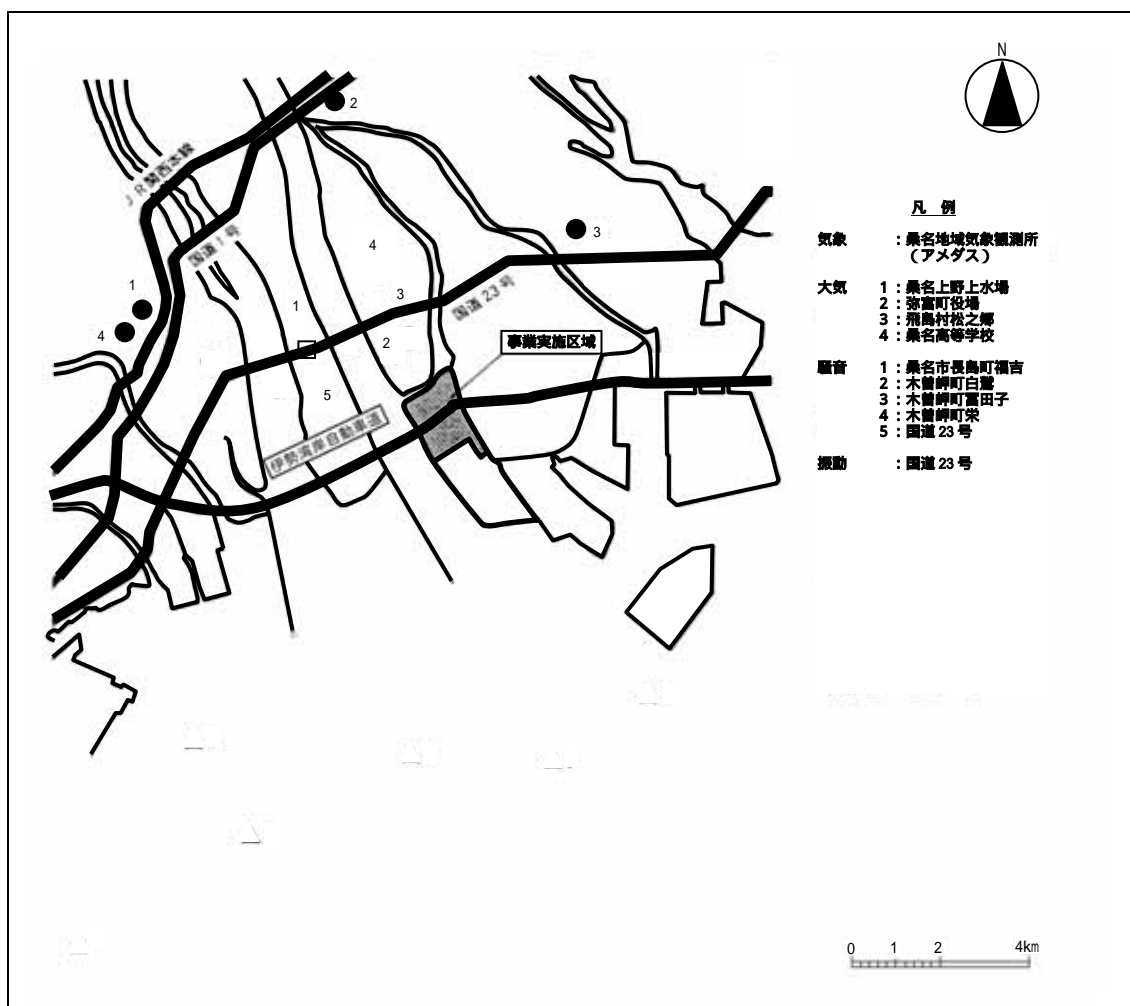


図 3.1-1 事業実施区域周辺の気象観測所等位置図

平成 14 年及び平成 15 年の年間降水量はそれぞれ 1,120mm、1,796mm、平均気温は 16.3 、 15.9 であり、平均値と比較すると平成 14 年は降水量が少なく、気温の高い年であった。平成 15 年は 25 年間の平均値よりもやや降水量が多く、気温は平均値並みであった。

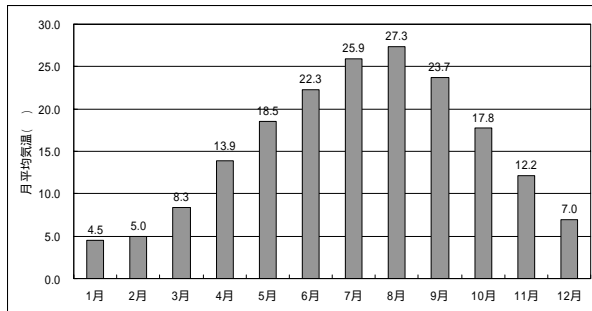


図 3.1-2 月平均気温図

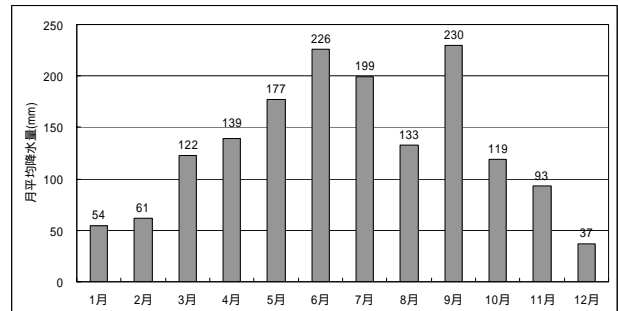


図 3.1-3 月平均降水量図

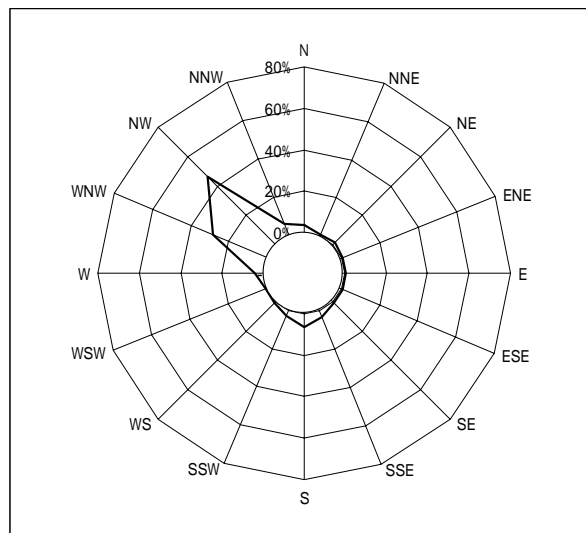


図 3.1-4 年間風配図

## (2) 大気質

図 3.1-1 に示す事業実施区域に最も近い桑名上野浄水場測定局（三重県）及び弥富町役場、飛島村松之郷測定局（ともに愛知県）の平成 15 年度の測定結果を表 3.1-1～3 に示す。弥富町役場、飛島村松之郷の測定局は、二酸化硫黄の測定を平成 15 年度に実施していないため、平成 14 年度の測定値とした。平成 14 年度及び平成 15 年度の測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について環境基準を達成している。有害大気汚染物質については平成 14 年度に桑名上野浄水場で測定が行われており、環境基準項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）について環境基準を達成している。<sup>2)3)4)5)6)</sup>

ダイオキシン類については桑名高校で測定が行われており、平成 15 年度の測定結果は年平均値が 0.058pg-TEQ/m<sup>3</sup>で、環境基準を達成している。<sup>2)</sup>

なお、大気汚染に関する苦情は、平成 14 年度の三重県桑名郡で 17 件、平成 15 年度の弥富町では 2 件（弥富町調べ）が報告されている。<sup>7)</sup>

表 3.1-1 大気質の環境基準達成状況（二酸化硫黄）<sup>4)5)6)</sup>

測定局名	二酸化硫黄の測定結果(ppm)				環境基準の達成状況 (達成・非達成×)
	1時間値の最高値	年平均値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×無)	日平均値の2%除外値	
桑名上野浄水場	0.099	0.007		0.015	
弥富町役場	0.153	0.006		0.015	
飛島村松之郷	0.168	0.007		0.018	

注) 桑名上野浄水場は、平成 15 年度の測定結果、弥富町役場・飛島村松之郷は平成 14 年度の測定結果である。  
参考) 二酸化硫黄の環境基準値は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

表 3.1-2 大気質の環境基準達成状況（二酸化窒素）<sup>4)5)6)</sup>

測定局名	二酸化窒素の測定結果(ppm)				環境基準の達成状況 (達成・非達成×)
	1時間値の最高値	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日の有無 (有×無)	日平均値の年間98%値	
桑名上野浄水場	0.092	0.019		0.043	
弥富町役場	0.082	0.020		0.037	
飛島村松之郷	0.099	0.024		0.043	

注) 平成 15 年度の測定結果である。  
参考) 二酸化窒素の環境基準値は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン又はそれ以下であること。

表 3.1-3 大気質の環境基準達成状況（浮遊粒子状物質）<sup>4)5)6)</sup>

測定局名	浮遊粒子状物質の測定結果(mg/m <sup>3</sup> )				環境基準の達成状況 (達成・非達成×)
	1時間値の最高値	年平均値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×無)	日平均値の2%除外値	
桑名上野浄水場	0.191	0.033		0.079	
弥富町役場	0.195	0.038		0.081	
飛島村松之郷	0.180	0.034		0.073	

注) 平成 15 年度の測定結果である。  
参考) 浮遊粒子状物質の環境基準値は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

### (3) 騒音

騒音の環境基準達成状況を表 3.1-4 に示す。事業実施区域及びその周辺では一般環境騒音 4 地点、道路交通騒音 1 地点で測定が実施されている。平成 12 年度の測定ではそのうちの一般環境騒音の 2 地点で昼夜間とも環境基準を達成していなかったが、平成 13 年度の測定では環境基準を達成している。平成 14 年度の測定では、一般環境騒音の 2 地点で夜間の環境基準を達成していない。<sup>2)3)8)9)10)11)</sup>

なお、騒音に関する苦情は、平成 14 年度の三重県桑名郡で 5 件、平成 15 年度の弥富町では 1 件（弥富町調べ）が報告されている。<sup>7)</sup>

表 3.1-4 騒音の環境基準達成状況<sup>2)3)8)9)10)11)</sup>

区分	用途地域	測定地点	環境基準 類型	車線 数	等価騒音レベル (dB) (環境基準達成・非達成×)								環境基準	
					12年度		13年度		14年度		15年度		昼間	夜間
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
一般環境騒音	第1種中高層住居専用地域	木曾岬町大字白鷺128	A	-	×56	×47	45	44	51	×55	-	-	55dB 以下	45dB 以下
	第1種中高層住居専用地域	木曾岬町大字富田子310-24	A	-	54	45	46	43	52	×55	-	-		
	第1種住居地域	長島町福吉188	B	-	×58	×46	48	45	50	45	-	-		
	第1種住居地域	木曾岬町大字栄5	B	-	53	37	52	45	54	44	53	44		
道路交通騒音	第1種住居地域	国道23号 長島町福吉332	B	4	59	58	60	59	59	59	-	-	65dB 以下	60dB 以下

注)平成15年度の測定実施箇所は、一般環境騒音の木曾岬町大字栄5のみである。

#### (4) 振 動

平成15年度において、事業実施区域周辺では国道23号の1地点(長島町福吉513)で測定が行われており、昼間53dB、夜間54dBで、道路交通振動の要請限度を下回っている。<sup>23)</sup>

なお、振動に関する苦情は、平成14年度の三重県桑名郡及び平成15年度の弥富町では報告されていない。<sup>7)</sup>

#### (5) 悪 臭

事業実施区域周辺では、長島町の区域、木曾岬町の区域のうち都市計画法第7条第1項の規定に基づく市街化区域、弥富町の一部が、悪臭防止法の規定に基づく物質濃度規制に係る規制地域として定められている。

悪臭に関する苦情は、平成14年度の三重県桑名郡全体で20件報告されており、平成15年度の弥富町では1件(弥富町調べ)が報告されている。<sup>7)</sup>

### 1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

#### (1) 水 象

事業実施区域の木曾岬干拓地の西側は、一級河川木曾川の河口部に面し、北側では、鍋田川が木曾川に合流している。また、長島町の西側には長良川と合流した一級河川の揖斐川が流れ込んでいる。<sup>12)</sup>

#### (2) 水 質

事業実施区域及びその周辺における水質の環境基準達成状況(河川:BOD、海域:COD)を表3.1-5に示す。

公共用水域水質測定結果によると、事業実施区域の西側を流れる木曾川下流・横満蔵(河川A類型)では、平成15年度のBODの年間75%値は0.7mg/Lであり、平成11年度以降、環境基準を達成している。

海域の平成15年度のCODでは、名古屋港(乙)水域(海域B類型)は環境基準を達成していたが、伊勢湾水域(海域A類型)、四日市・鈴鹿地先海域(乙)(海域A類型)及び四日市・鈴鹿地先海域(甲)(海域B類型)は環境基準を達成していない。全窒素・全燐では、平成15年度調査で、伊勢湾(ハ)水域(類型)が全窒素、伊勢湾(イ)水域(類型)が全窒素・全燐で環境基準を達成しているが、伊勢湾(ハ)水域(類型)では全燐が環境基準を達成していない。

平成15年度における河川、海域水質のダイオキシン類の調査結果によると、伊勢湾水域

のN-4では0.083pg-TEQ/Lで環境基準値を下回っている。<sup>2)3)10)13)14)</sup>

表 3.1-5 水質の環境基準達成状況(河川：BOD、海域：COD)<sup>2)3)10)13)14)</sup> 単位:mg/L

環境基準類型 当てはめ水域名	測定 地点名	類 型	達 成 期 間	基 準 値	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
					75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
木曾川下流	横満蔵	河川A	口	2.0	0.8		0.8		1.5		0.8		0.7	
伊勢湾	N-6	海域A	イ	2.0	3.5	×	4.5	×	2.3	×	1.9		2.1	×
名古屋港(乙)	N-4	海域B	口	3.0	2.9		3.9	×	2.6		2.3		2.1	
四日市・鈴鹿 地先海域(甲)	St-3	海域B	イ	3.0	3.4	×	2.7		3.4	×	3.8	×	3.4	×
	St-4	海域B	イ	3.0	3.4	×	2.9		3.8	×	4.1	×	3.6	×
四日市・鈴鹿地先 海域(乙)	St-5	海域A	イ	2.0	3.3	×	2.7	×	2.6	×	3.7	×	3.0	×

注) 1. : 環境基準を達成している。 × : 環境基準を達成していない。  
 2. 測定地点は図 3.1-1 参照。環境基準の水域類型指定の状況は図 3.2-7 参照。  
 3. 達成期間は「イ」は直ちに達成する。「口」は5年以内で可及的すみやかに達成する。

### (3) 水底の底質

伊勢湾水域のN-3、N-4、N-6地点において、底質の調査が行われている(図 3.1-5 参照)。平成 15 年度の調査結果によると、粒度組成は約 73.6~94.0%が泥質で、強熱減量が 4.9~7.0%、CODが 12~27mg/g、全硫化物が 0.15~0.40mg/g となっている。<sup>10)14)</sup>

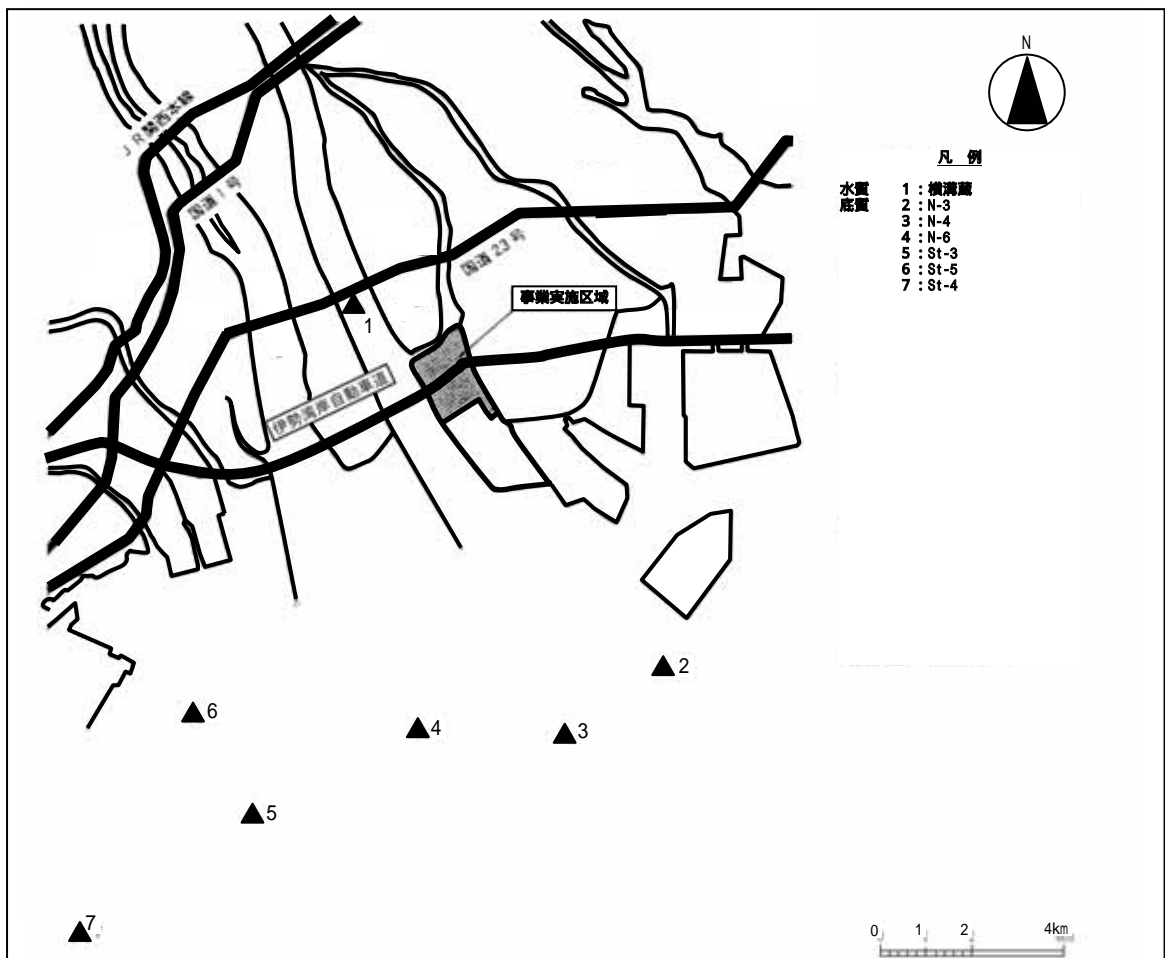


図 3.1-5 事業実施区域周辺の水象観測所位置図

### 1.3 地盤及び土壌の状況

#### (1) 地盤沈下

濃尾平野では、昭和30年代後半から地下水の利用が増大し、広い範囲で地盤沈下が発生した。昭和36年から平成15年までの過去42年間では、長島町白鷄では158.6cmの累積沈下が記録されている。最近20年間は地下水の取水の大幅な削減によって沈静化の傾向にあるが、濃尾平野中西部では年間1～2cmの沈下が確認されている。<sup>2)</sup>

事業実施区域及びその周辺の長島町南部、木曽岬町南部、弥富町南部での平成15年の沈下量は1cm未満である。なお、弥富町南部の地下水位は若干の上昇傾向が確認されている。

<sup>2)15)</sup>

長島町及び木曽岬町の区域は、「工業用水法」及び「建築物用地下水の取水の規制に関する法律」に基づく地下水取水規制区域には該当しないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」及び「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づく地下水取水の規制地域に該当している。また、弥富町の区域は「工業用水法」及び「県民の生活環境の保全に関する条例」「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づく地下水取水規制区域に該当している。<sup>10)15)</sup>

#### (2) 土壌汚染

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曽岬町、弥富町には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定地はない。また、農用地以外の地域については、平成8年に長島町大字西川、木曽岬町大字和富で行われた調査では、土壌の環境基準に適合していた。<sup>2)3)10)</sup>

### 1.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形

事業実施区域及びその周辺の地形分類図を図3.1-6に示す。

濃尾平野南部の地形は、主に三角州や干拓地から構成されており、この地域は庄内川、日光川、木曽三川などの諸河川が運搬した細粒物質がその当時の河口付近に堆積して三角州となり、それが徐々に南方へ拡大して陸化したところである。また、自然堤防や三角州などが孤立して散在する三角州地帯の平坦面が干拓され、規模が拡大していったが、堤防内部は元々低地である上に、地盤沈下の影響を受けて満潮時の海面以下の、いわゆるゼロメートル地帯が広く分布している地域である。

事業実施区域及びその周辺は、堤防の盛土地と干拓地からなり、事業実施区域を含む木曽岬干拓地についても約30年前に干陸された土地である。<sup>16)17)</sup>

#### (2) 地質

事業実施区域及びその周辺の表層地質図を図3.1-7に示す。<sup>16)17)</sup>

当地域の地質は、主に三角州地帯は砂、泥、粘土等からなる沖積層で、干拓地の表層は三角州地帯の最上部の泥、粘土層で構成されており、旧干拓地から新干拓地になるに従って砂質になっている。

事業実施区域は、これら干拓地に位置しており、砂、泥を主とする第四紀完新世の未固結堆積物から構成されている。<sup>16)17)</sup>

### (3) 重要な地形・地質

事業実施区域及びその周辺の重要な地形・地質の状況を図 3.1-8 に示す。

事業実施区域及びその周辺での自然環境保全基礎調査等による学術上価値の高い地形・地質・自然現象として、第 1 回自然環境保全調査の「すぐれた自然図」では長島町の三角州・氾濫原及び長島温泉が、「日本の地形レッドデータブック」では長良川の自然河川及び長良川河口の三角州・干潟が挙げられているが、「自然のレッドデータブック・三重」の地形・地質及び「愛知県内の特異な地形・地質」に該当するものはなく、第 3 回自然環境保全基礎調査の「自然環境情報図」の自然景観資源に挙げられている地形・地質は存在しない。<sup>3) 18) 19) 20) 21) 22) 23)</sup>

なお、温泉としては、事業実施区域の西側約 2km にある長島温泉（泉源は 1400m の井戸）の他に、北側約 1km に木曾岬温泉（泉源は 1650m の井戸）、北側約 7km に鍋田川温泉（泉源は 1200m の井戸）があるが、いずれも深井戸を掘削した温泉である。

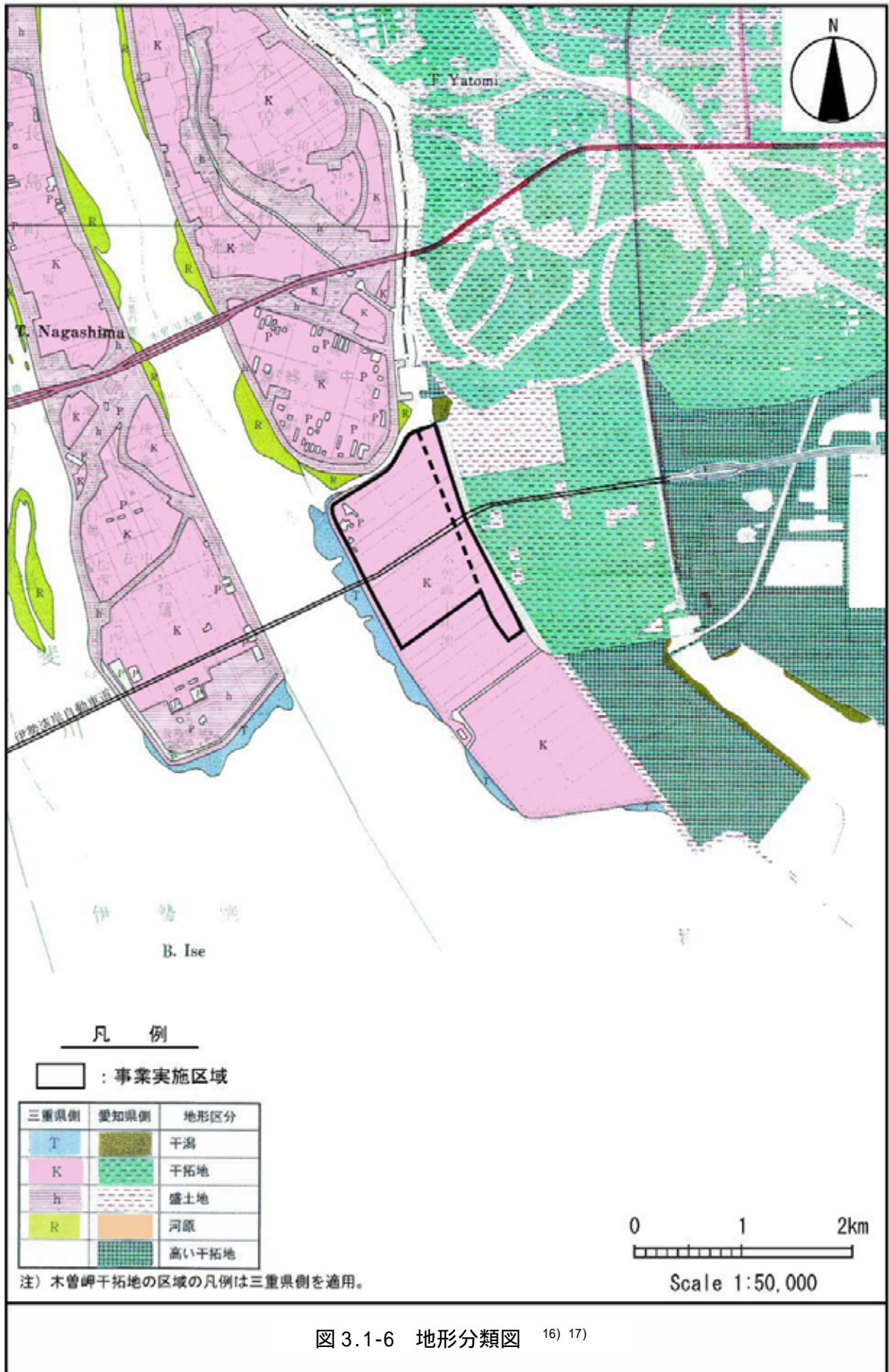


図 3.1-6 地形分類図 <sup>16)</sup> 17)



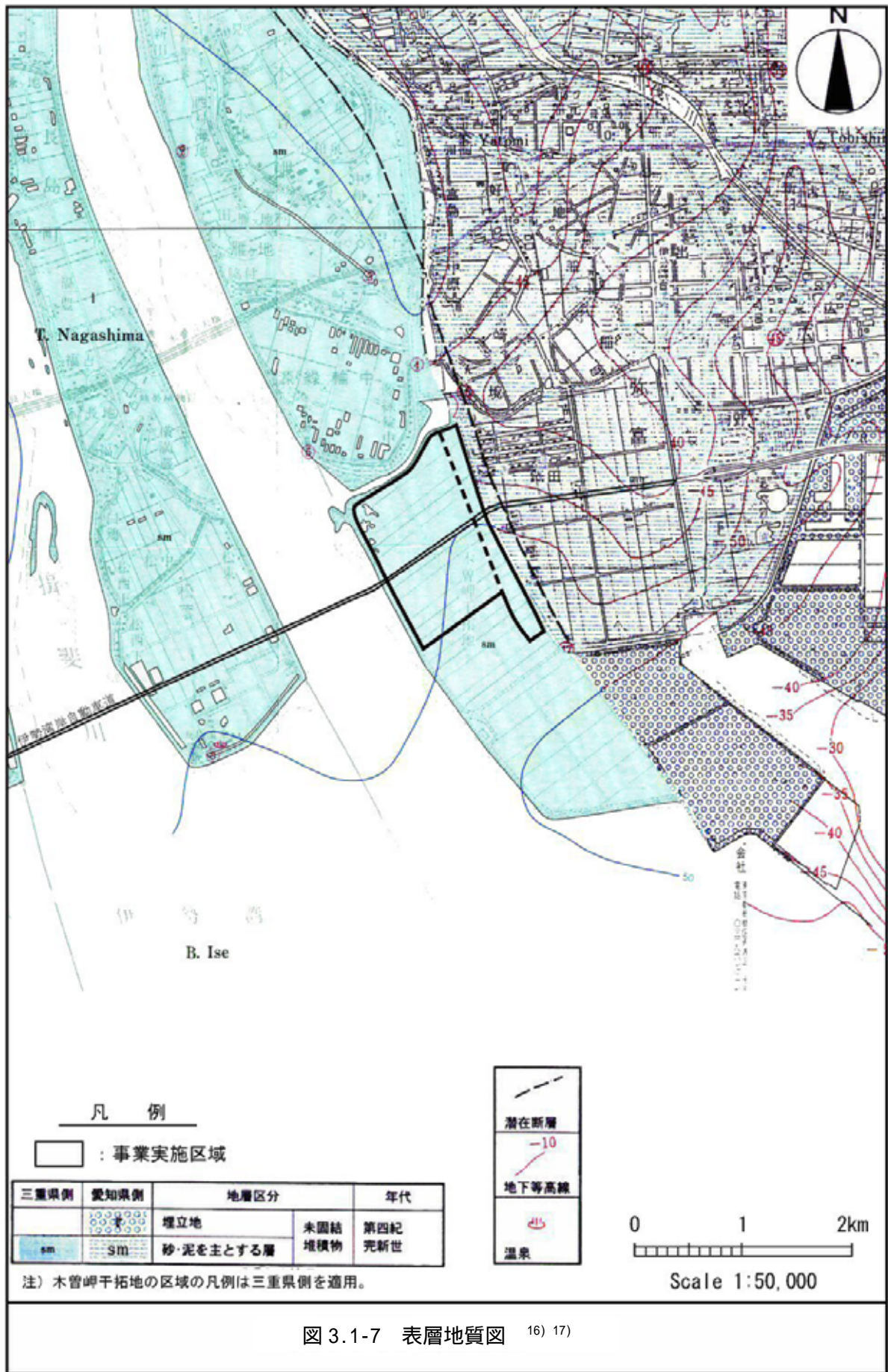


図 3.1-7 表層地質図 (16) (17)



## 1.5 日照及び電波の状況

事業実施区域及びその周辺の状況は、事業実施区域の中央付近を伊勢湾岸自動車道が横断している以外は、南側には伊勢湾、西側には木曾川、北側及び東側には田畑が広がり、日照及び電波を妨げるような建築物等はない。

## 1.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

既存の調査結果に基づく事業実施区域及びその周辺で生息又は生育が確認される動植物の概況について以下に述べるが、重要な種の選定は表 3.1-6 に示す基準によった。

表 3.1-6 重要な種の選定基準一覧

	選定基準
1	「文化財保護法」(平成 16 年法律第 84 号)に基づく天然記念物に指定されている種
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種に指定されている種
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック-1 哺乳類(環境省編、平成 14 年)」</li> <li>・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック-2 鳥類(環境省編、平成 14 年)」</li> <li>・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック-3 爬虫類・両生類(環境省編、平成 14 年)」</li> <li>・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック-4 汽水・淡水魚類(環境省編、平成 15 年)」</li> <li>・「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-8 植物 (維管束植物)(環境省編、平成 14 年)」</li> <li>・「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-9 植物 (維管束植物以外)(環境庁、平成 12 年)」</li> <li>・「日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-脊椎動物編」(環境庁、平成 3 年)</li> <li>・「日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-無脊椎動物編」(環境庁、平成 3 年)に掲載されている種</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「哺乳類及び鳥類のレッドリスト見直し(環境庁編、平成 10 年報道発表資料)」</li> <li>・「汽水・淡水魚類のレッドリスト見直し(環境庁編、平成 10 年報道発表資料)」</li> <li>・「クモ・甲殻類等のレッドリスト見直し(環境庁編、平成 12 年報道発表資料)」</li> <li>・「昆虫類のレッドリスト見直し(環境庁編、平成 12 年報道発表資料)」</li> <li>・「陸淡水産貝類のレッドリスト見直し(環境庁編、平成 12 年報道発表資料)」</li> </ul> に掲載されている種
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁編、平成 12 年)に記載されている種</li> <li>・「改訂・近畿地方の保護上重要な植物 - レッドデータブック近畿 2001 - (レッドデータブック近畿研究会編、平成 13 年)」</li> </ul> に掲載されている種
6	「自然のレッドデータブック・三重」(三重県、平成 7 年)に掲載されている種
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックあいち) - 動物編 - (愛知県、平成 14 年)」</li> <li>・「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックあいち) - 植物編 - (愛知県、平成 13 年)」</li> <li>・「愛知県維管束植物レッドリスト」(愛知県植物誌調査会、平成 10 年)に掲載されている種</li> </ul>

### (1) 陸上動物

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町における陸上動物の確認種数を表 3.1-7 に示す。<sup>24) 25)</sup>

表 3.1-7 陸上動物の確認種数

分類	哺乳類	鳥類	両生・爬虫類	昆虫類
確認種数	3目6科7種	16目45科246種	3目8科15種	12目101科372種

#### ア 哺乳類

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町においては、アブラコウモリ、アカネズミ、カヤネズミ、ヌートリア、タヌキ、イタチ科の一種及びノネコの3目6科7種が確認されている。木曾岬干拓地の周辺は、主に水田などの耕作地となっており、都市河川河口域の耕作地及び草地に適応した上記7種が確認されている。なお、重要な種としてカヤネズミが挙げられる。<sup>24)</sup>

#### イ 鳥類

木曾三川河口域や弥富町鍋田地区の干拓地等は大規模な鳥類渡来地として知られており、事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町（木曾三川河口域、長島町域三角州、源緑輪中、鍋田地区）において、これまでに16目45科246種の鳥類が確認されている。特に水鳥のシギ・チドリ類、カモ類のほか、湿性草原に生息するオオヨシキリ等が多数確認されている。なお、木曾岬干拓地ではチュウヒ等の繁殖の記録もみられる。<sup>24) 26)</sup>

また、木曾岬干拓地は人の立入りのない広大な面積を有する湿性草原となっており、周辺の鍋田干拓の耕作地や愛知県弥富野鳥園を含め、水鳥や湿性草原性の種をはじめとする多数の鳥類の生息地となっている。主要な鳥類等の分布を図3.1-9に示す。<sup>27) 28)</sup>

重要な種としては、水辺環境に生息するチドリ目30種、カモ目12種のほか、タカ目10種、スズメ目15種等、計13目27科87種が挙げられ、注目すべき生息地としては、カワセミ、シギ・チドリ類、カモ類の分布域が挙げられる。<sup>26)</sup>

#### ウ 両生・爬虫類

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町において、両生類ではヒキガエル、アマガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、ウシガエル及びダルマガエルの1目3科6種、爬虫類ではクサガメ、アカミミガメ、イシガメ、スッポン、ヤモリ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシの2目5科9種が確認されている。<sup>24)</sup>

重要な種として、長島町で確認されているダルマガエル、スッポンが挙げられる。<sup>24)</sup>

#### エ 昆虫類

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町において、これまでに12目101科372種の昆虫類が確認されている。

昆虫相は、全般に樹林地が少なく比較的単調な環境であるため種数が限られるが、湿性環境を反映した特殊的なガ類（ハイイロボクトウ、エンスイミズメイガ等）が確認されている。<sup>24) 25) 26)</sup>

重要な種としては、湿性環境に生息するイトアメンボ、コオイムシ、ウスベニキョトウ等3目6科6種が挙げられる。<sup>25) 26)</sup>

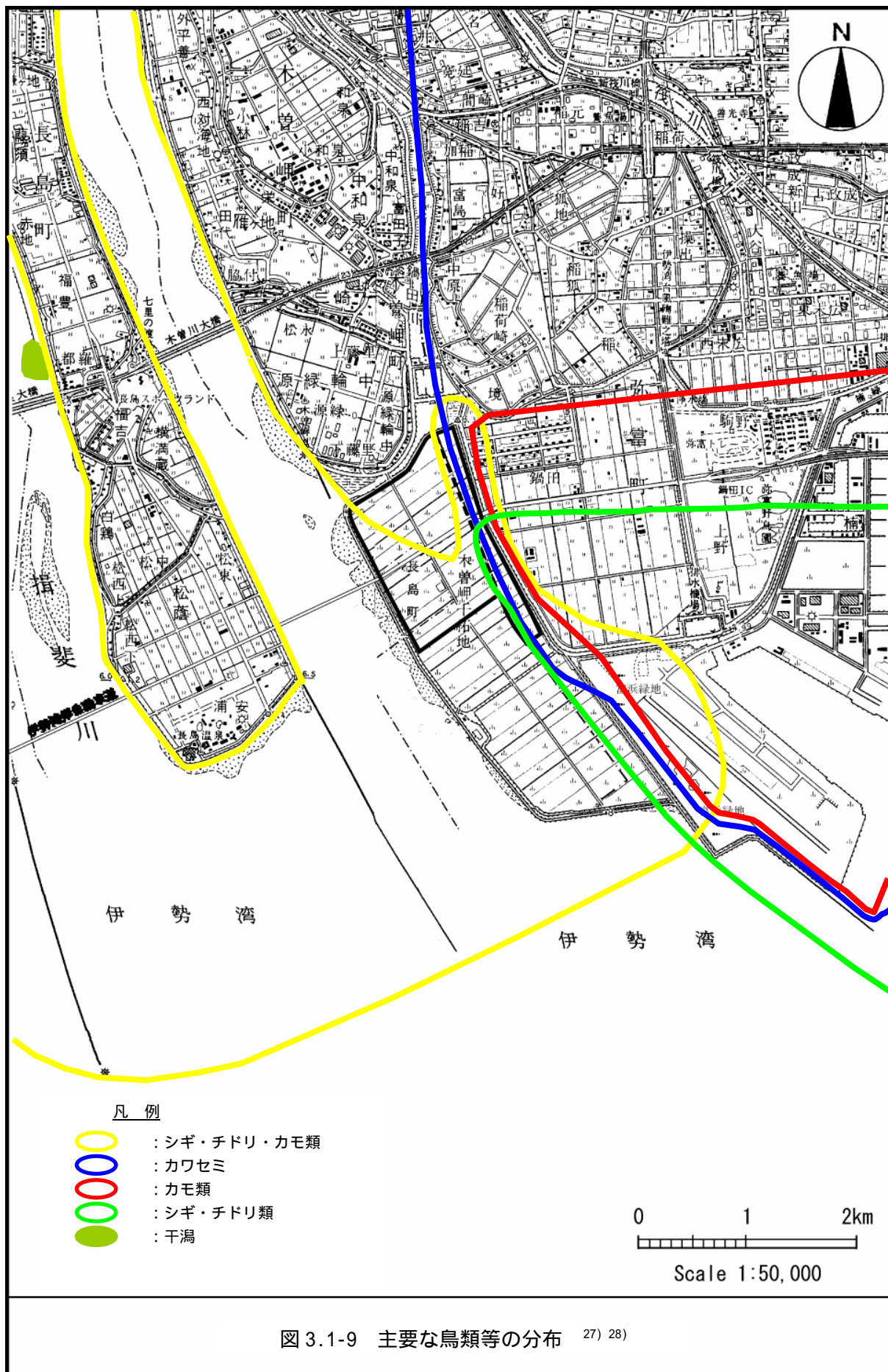


図 3.1-9 主要な鳥類等の分布 (27) (28)

## (2) 陸上植物

事業実施区域及びその周辺の現存植生図を図 3.1-10 に示す。<sup>29) 30) 31)</sup>

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町では、木曾三川河口域及び事業実施区域を含む木曾岬干拓地内にヨシなどの植生が広く分布するほか、空き地にはススキ、帰化植物のセイタカアワダチソウなどが分布している。しかし、大部分は水田などの耕作地となっている。木本類は、木曾岬干拓地内に植栽された試験樹林地と弥富野鳥園等の植栽木が主となっている。<sup>24) 26)</sup>

重要な種としては、長島町で確認されているカワラナデシコ、オミナエシ、湿性植物のカワヂシャ、タコノアシの 4 種が挙げられる。<sup>25)</sup> 重要な群落は存在しない。

## (3) 水生生物

事業実施区域及びその周辺の長島町、木曾岬町、弥富町では、コイ科、ナマズ科、ハゼ科の種、ボラ、スズキ、ナイルテラピア、カダヤシ等の魚類 7 目 13 科 35 種と、タニシ科、サカマキガイ、モノアラガイ、スクミリンゴガイ、スジエビ、テナガエビ、アメリカザリガニ等の底生動物 13 目 26 科 51 種が確認されている。

なお、干拓地近海に藻場の分布はなく、河口の動物については、木曾岬干拓地の西約 5km で伊勢湾に流入する朝明川河口の干潟でゴカイ類、二枚貝等の潮間帯生物の生息が確認されており、シギ・チドリ類の渡来地としても知られている木曾三川河口の干潟にも潮間帯生物が豊富に生息していると考えられる。<sup>24) 25) 27) 32)</sup>

重要な種としては、サツキマス及び長島町で確認されているコウライモロコ、マルタニシ、モノアラガイが挙げられる。

## (4) 生態系

事業実施区域及びその周辺を環境区分に分類すると、主に、木曾三川河口域は「汽水域・干潟」、木曾岬干拓地は「湿性草原(ヨシ群落)」、鍋田地区・長島町は「耕作地(水田)」、木曾岬町・弥富町は「市街地」の 4 つの環境区分に大別できる。

上位性を示している種に該当するものとしては、行動圏が広く生態系の上位に位置する留在性のもので、水域を主体とする食物連鎖では魚食性のカワウやミサゴが挙げられ、陸域ではチュウヒ等の猛禽類、サギ類が挙げられる。

典型性を示している種に該当するものとしては、干潟という河口域の環境に生息する潮間帯生物、広大な湿性草原(ヨシ群落)及びそこに生息するオオヨシキリ、草地に生息するカヤネズミなどが挙げられる。

なお、特殊性を示すような種に該当するものはなく、事業実施区域及びその周辺には特殊な環境が存在しないものと考えられる。

これらのことから、事業実施区域及びその周辺の生態系は、広大な湿性草原を基盤とし、チュウヒ等の猛禽類やサギ類を栄養段階の頂点とする陸域生態系と、木曾三川河口域の水域並びに干潟を基盤とし、魚食性の鳥類のカワウやミサゴを頂点とする水域生態系の、二つの異なる生態系が主体となっていると考えられる。

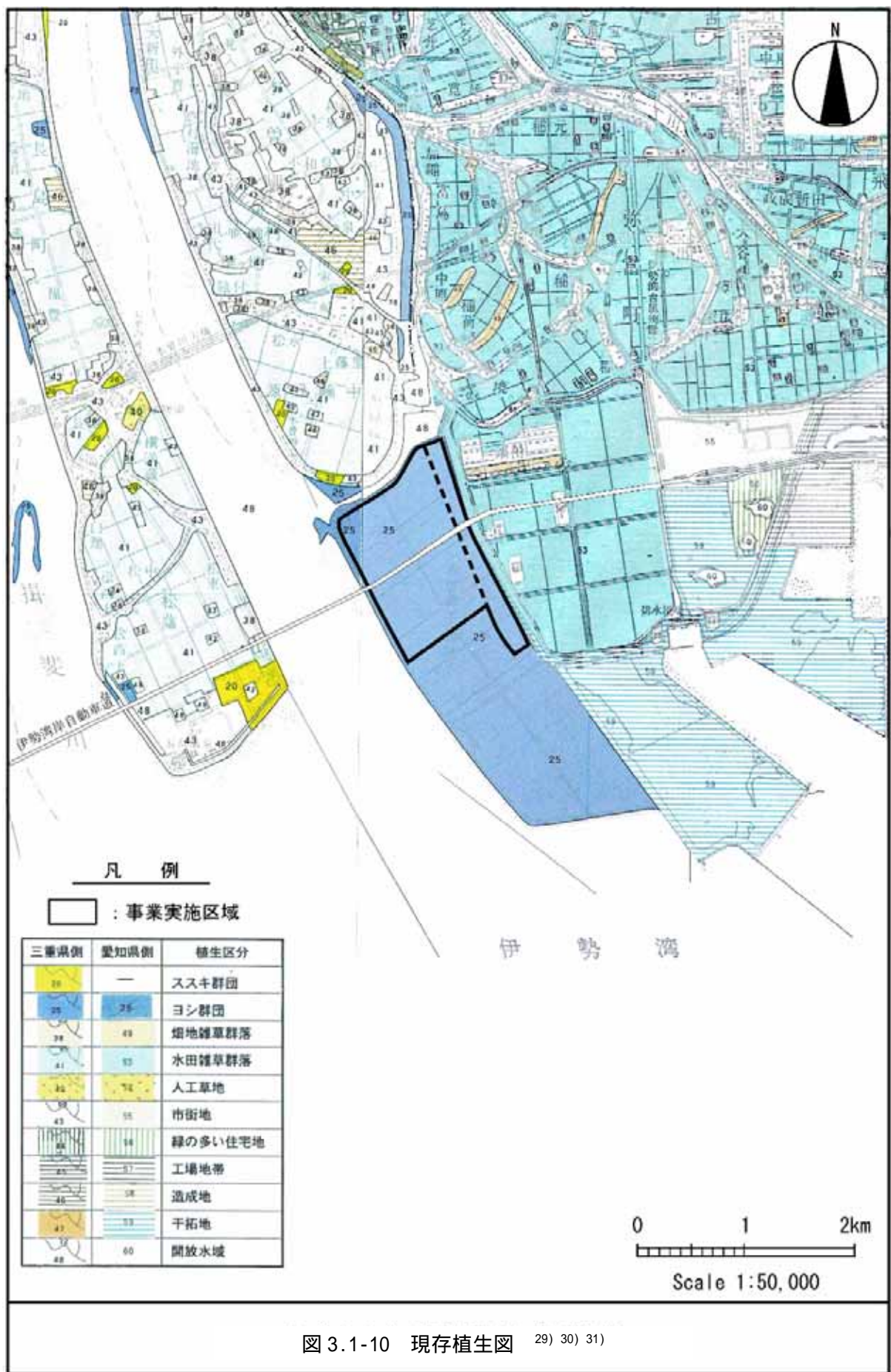


図 3.1-10 現存植生図 (29) (30) (31)

### 1.7 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合い活動の場としての施設等を図 3.1-11 に示す。

事業実施区域及びその周辺には、富浜緑地、弥富野鳥園等があり、三重県立水郷自然公園区域に隣接している。<sup>33) 34) 35) 36) 37) 38)</sup>

### 1.8 歴史的文化的な遺産の状況

事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の位置を図 3.1-11 に示す。

事業実施区域及びその周辺には、歴史的文化的な遺産（史跡・名称・天然記念物）に該当するものはない。<sup>33) 35) 39) 40) 41) 42)</sup>

### 1.9 景観の状況

事業実施区域は、木曾三川と呼ばれる木曾川、長良川、揖斐川とその支川が、上流から砂を運んで形成してきた大規模な三角州平野部の末端に位置している。平野部には、水が豊富なことから、低地を干拓してつくられた水田が広範囲に広がっており、典型的な田園風景がみられる。ため池も多数分布し、古くから魚の養殖等も行われている。

住宅地等は、蛇行する河川によって形成された周囲よりもわずかに高い土地（自然堤防又は盛土）の上に沿って分布している。また高潮などの被害を防ぐため、人工的に集落の周囲に堤防を築いた「輪中」の景観も、この地域における田園風景のひとつの特徴となっている。

しかし、名古屋港に面する弥富町の南部などの区域は、埋め立てられて工業地帯となっており、高速道路などの人工的な景観要素も共存した近郊型農村風景を呈している。また、木曾岬町の住宅地が分布する地域には、部分的に工場が集中する地区もある。

なお、事業実施区域及びその周辺においては、自然環境保全基礎調査等において自然景観資源として挙げられているものはないが、木曾三川河口域には干潟が分布しており、この地域の景観を特徴付けていると言える。<sup>2) 3) 18) 19) 22) 23) 33) 35) 37) 43) 44)</sup>





## 2 社会的状況

### 2.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口

長島町及び木曾岬町並びに弥富町の人口及び世帯数を表3.2-1に示す。また、人口及び世帯数の推移を図3.2-1に示す。全体的に世帯数の増加率が人口の増加率を上回っており、核家族化の進行が認められる。<sup>8) 45) 46) 47)</sup>

表3.2-1 人口及び世帯数<sup>8) 45) 46) 47)</sup>

		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成10～15年の増加率*	
人口 (人)	三重県	長島町	15,427	15,699	15,668	15,655	15,673	15,667	101.6
		木曾岬町	7,177	7,211	7,172	7,153	7,160	7,091	98.8
		県全体	1,861,685	1,863,903	1,857,339	1,862,307	1,862,539	1,864,185	100.1
	愛知県	弥富町	36,265	36,310	36,310	36,801	36,922	37,061	102.2
		県全体	6,986,289	7,018,929	7,018,929	7,083,909	7,122,252	7,161,891	102.5
世帯数 (戸)	三重県	長島町	4,611	4,706	4,808	4,807	4,828	4,836	104.9
		木曾岬町	1,981	1,989	2,034	2,075	2,123	2,154	108.7
		県全体	619,581	628,667	636,682	647,651	655,877	664,788	107.3
	愛知県	弥富町	11,372	11,470	11,728	11,890	12,035	12,221	107.5
		県全体	2,481,033	2,517,598	2,548,219	2,590,794	2,633,278	2,676,630	107.9

\* ) 平成10年を100とする

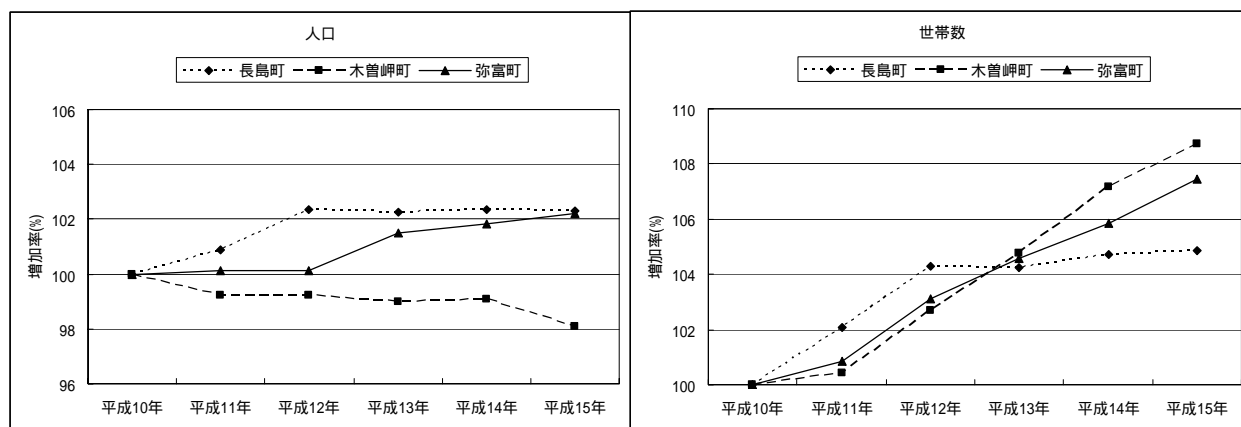


図3.2-1 人口及び世帯数の推移

## (2) 産 業

長島町及び木曾岬町並びに弥富町の産業別就業人口を表 3.2-2 に、各産業の概要を表 3.2-3 に示す。<sup>7) 8) 48) 49) 50)</sup>

3 町ともに第 2 次産業、第 3 次産業の就業人口が多く、第 1 次産業の就業人口は少ない。農業は 3 町とも米、野菜、花きの生産が主体となっており、水産業では海面養殖ではのり類の養殖が盛んで、ため池などの内水面では古くから鰻や金魚の養殖業が行われている。<sup>7)</sup>

<sup>8) 48) 49) 50)</sup>

表 3.2-2 産業別就業人口<sup>7) 8)</sup>

単位：人

項目		区分	総数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
三重県	長島町		8,299	655	2,722	4,922
	木曾岬町		4,081	562	1,643	1,876
愛知県	弥富町		19,670	1,145	6,498	12,027

注) 1.平成 13 年 10 月 1 日現在の数値である。

2.第 1 次産業とは、農業、林業、漁業を示す。第 2 次産業とは、鉱業、建設業、製造業を示す。

第 3 次産業とは、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務(他に分類されないもの)を示す。

表 3.2-3 各産業の概要<sup>7) 8) 48) 49) 50)</sup>

項目		農 業			工 業			商 業		
		農家数 (戸)	農家 人口 (人)	生産農業 所得 (百万円)	事業 所数 (所)	従業 者数 (人)	製造品 出荷額 (百万円)	商店数 (店)	従業 者数 (人)	年間 販売額 (百万円)
三重県	長島町	633	996	766	36	454	5,044	165	1,021	11,612
	木曾岬町	359	670	1,162	44	1,265	37,753	26	155	6,634
愛知県	弥富町	1,026	1,492	3,034	253	2,367	62,459	372	2,787	62,912
項目		水 産 業								
		海面漁業経営体数 (経営体)				海面養殖業収穫量 (t)				
区分		総数	漁船 漁業	海面 養殖業	その他	計	内訳			
三重県	長島町	54	10	44	-	2,428	のり類：2,428(生重量)			
	木曾岬町	16	7	9	-	828	のり類：828(生重量)			
愛知県	弥富町	3	-	3	-	106	のり類：106(生重量)			

注) 三重県は、農業は平成 12 年、工業は平成 14 年、商業は平成 14 年、水産業は平成 14 年の数値である。

愛知県は、農業は平成 12 年、工業は平成 12 年、商業は平成 14 年、水産業は平成 13 年の数値である。

## 2.2 土地利用の状況

事業実施区域を含む木曾岬干拓地は農用地として干拓されたが現在まで利用されておらず、野草地となっている。<sup>51) 52)</sup>

事業実施区域及びその周辺の土地利用図を図 3.2-2 に、土地利用基本計画図を図 3.2-3 に示す。事業実施区域の周辺は、大部分が田と畑で占められており、都市地域及び農業地域に指定されている。<sup>53) 54)</sup>

都市計画の指定状況は図 3.2-4 の都市計画図に示す。長島町、木曾岬町、弥富町では、それぞれ一部の地域に用途地域が指定されているが、その他の地域が市街化調整区域に指定されている。<sup>55) 56)</sup> 事業実施区域を含む木曾岬干拓地は、愛知県側は市街化調整区域に指定されており、三重県側についても平成 17 年度に市街化調整区域に指定された。

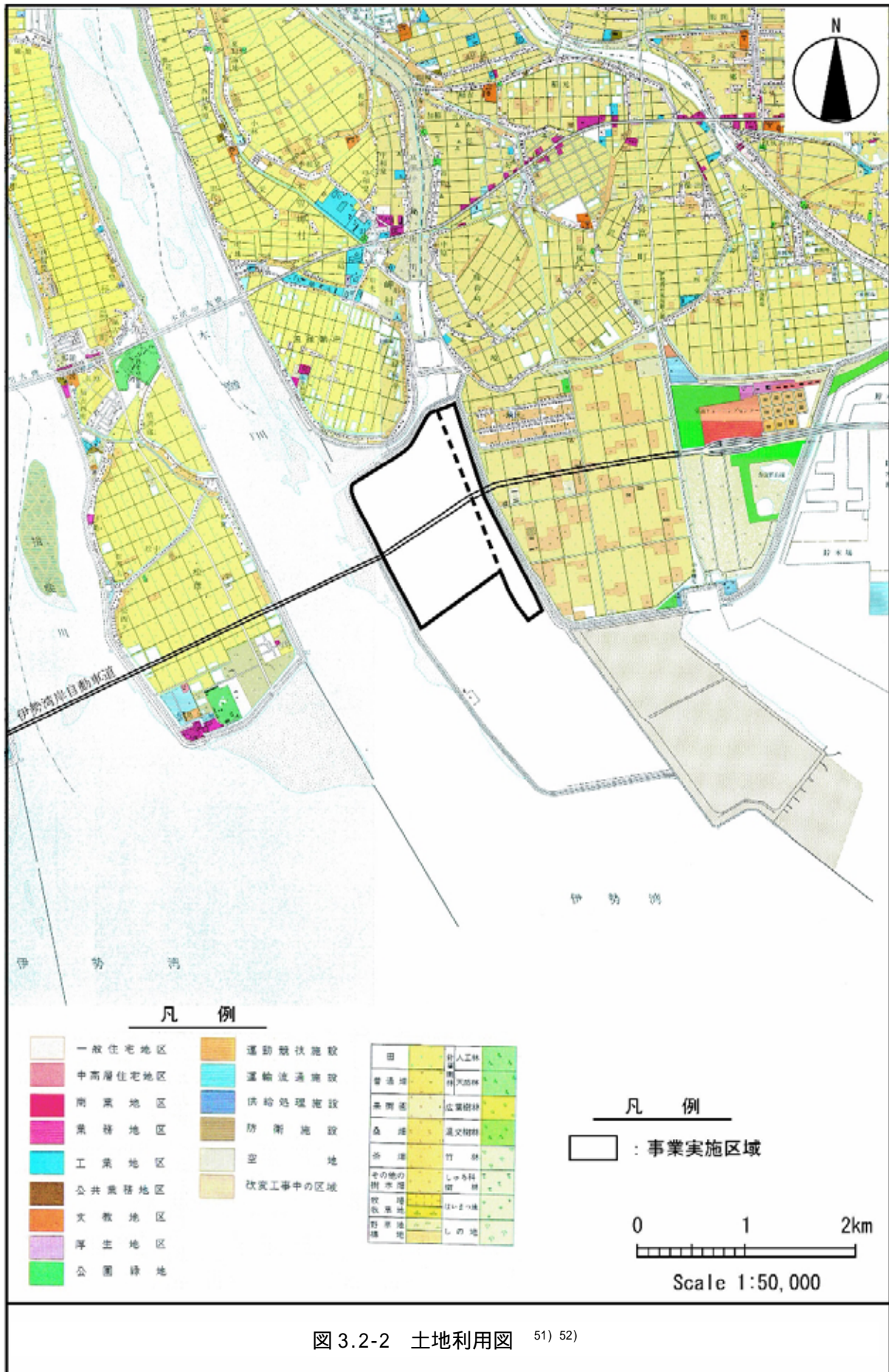


図 3.2-2 土地利用図 (51) (52)

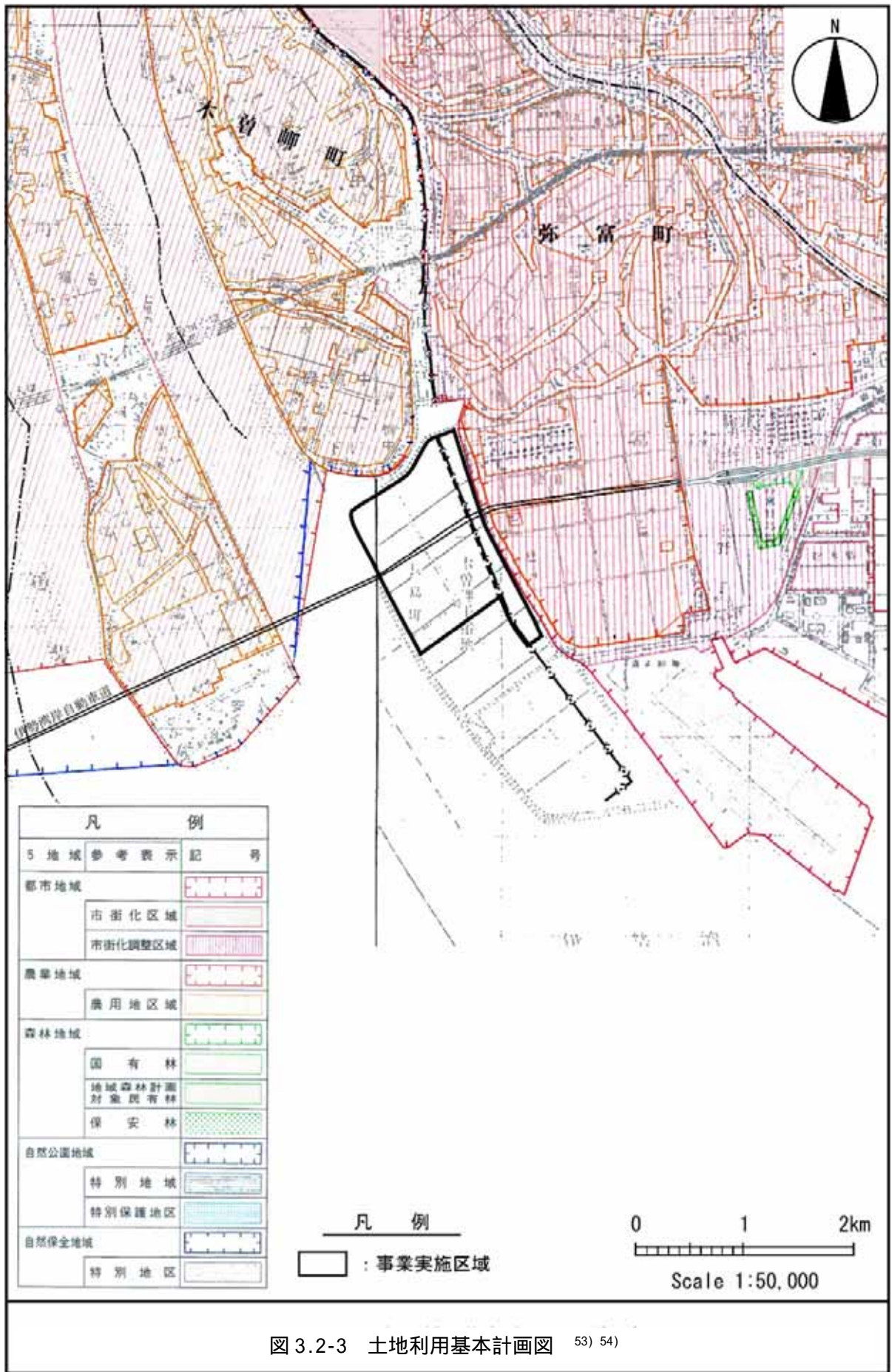


图 3.2-3 土地利用基本計画图 (53) (54)

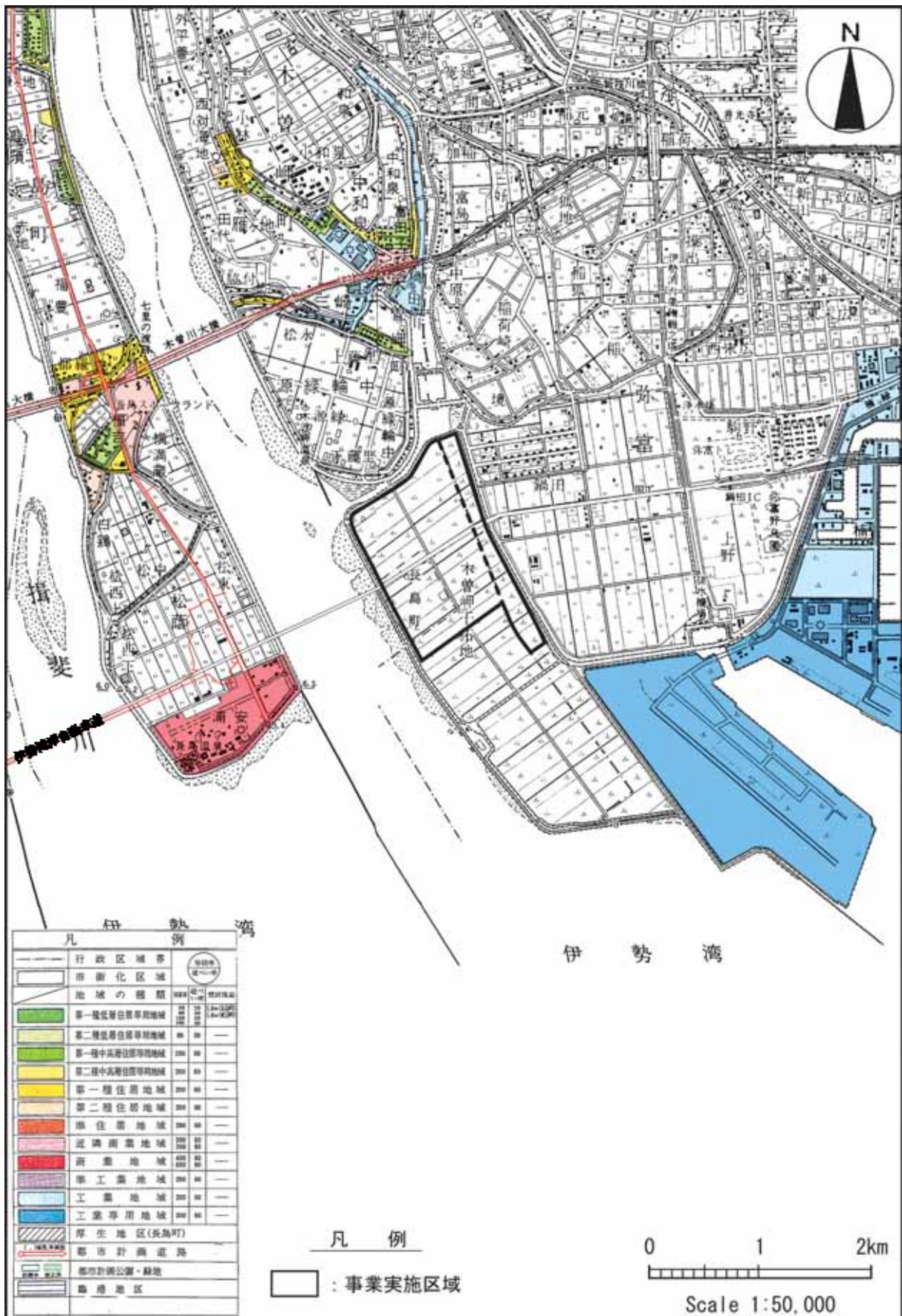


図 3.2-4 都市計画図 55) 56)

## 2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

### (1) 河川及び湖沼の利用

事業実施区域及びその周辺には木曾三川の木曾川、長良川、揖斐川とその支川が合流や分岐をしながら網目状に流れている。古くから低地の干拓が行われて、水耕農業が盛んであったことから水田が広がり、農業用水として河川水が広く利用されている。<sup>57) 58)</sup>

事業実施区域及びその周辺には大きな湖沼はないが、水田地帯にはため池が多く存在し、農業用水として利用されている。また、この地域では、ため池や河川水を利用して金魚や鰻の養殖が盛んに行われている。また、弥富町の筏川には内水面漁業権が設定されている。

<sup>57) 58) 59) 60) 61)</sup>

この地域の上水道は、河川水を水源とし、長島町は木曾川水系の長良川の下流域及び木曾川用水から、木曾岬町は主に木曾川下流域から取水しており、弥富町は木曾川中流域から取水して給水されている。なお、これらの取水口は、事業実施区域より上流側に位置している。<sup>62) 63)</sup>

### (2) 海域の利用

海域及び漁業権の設定状況を表 3.2-4 及び図 3.2-5 にそれぞれ示す。

事業実施区域を含む木曾岬干拓地の地先海域は、名古屋港港湾区域に隣接しており、揖斐川の河口部に伊曾島漁港がある。<sup>61) 64)</sup>

木曾川及び長良川、揖斐川河口部の汽水域と地先海域には、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。<sup>59) 60) 61)</sup>

表 3.2-4 漁業権の設定状況<sup>59) 60) 61)</sup>

	免許番号	漁業種類	漁業の名称
三重県	共第1号	第1種共同漁業権	あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、かき漁業、しじみ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、まてがい漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、えむし漁業
		第2種共同漁業権	しらうお建網漁業、ぼら・すずき建網漁業、建干網漁業、笠漁業、石倉漁業
		第3種共同漁業権	地びき網漁業
	共第2号	第1種共同漁業権	あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、かき漁業、しじみ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、あおのり漁業、おごのり漁業、えむし漁業、
		第2種共同漁業権	しらうお建網漁業、ぼら・すずき建網漁業、つぼ網漁業、建干網漁業、笠漁業、石倉漁業
		第3種共同漁業権	地びき網漁業
	共第3号	第1種共同漁業権	あかがい漁業、あさり漁業、いそしじみ漁業、とりがい漁業、ばかがい漁業
		第2種共同漁業権	かに籠漁業
	区第1号	第1種区画漁業権	のり養殖業
	区第2号	第1種区画漁業権	のり養殖業
	区第3号	第1種区画漁業権	のり養殖業
	区第4号	第1種区画漁業権	のり養殖業
	区第5号	第1種区画漁業権	のり養殖業
	区第6号	第1種区画漁業権	のり養殖業
	区第7号	第1種区画漁業権	のり養殖業
区第8号	第1種区画漁業権	のり養殖業	
愛知県	内区第1号	第1種区画漁業権	こい、ふな小割式養殖業
		第2種区画漁業権	ぼら、こい、ふな、うなぎ、すずき(せいご)養殖業



図 3.2-5 海域及び漁業権の設定状況 59) 60) 61) 64)



### (3) 地下水の利用

事業実施区域及びその周辺は、河川が上流から砂を運んで形成してきた大規模な三角州の平野部で、河川が網目状に分布していることから、昔から地下水が豊富な地域であった。しかし、産業の発展と共に大量の地下水が取水された結果、広範囲に地盤沈下が発生して深刻な問題となったため、現在では、地下水の取水規制が行われ、上水道用水、農業用水、工業用水の水源は河川水へと切り替えられている。<sup>2) 3) 15)</sup>

事業実施区域周辺には、長島温泉、木曾岬温泉、鍋田川温泉が分布しているが、これらの温泉はすべて深井戸による温泉である。長島温泉は深さ 1400m から 54 の温泉が、木曾岬温泉は深さ 1650m から 51.8 の温泉が、鍋田川温泉は 1200m から 51.1 の温泉が自噴している。これらの温泉は pH8.5 程度のアルカリ単純泉であり、湯量は木曾岬温泉で 900L/min. となっている。<sup>65) 66)</sup>

## 2.4 交通の状況

事業実施区域及びその周辺の主要な道路交通網を図 3.2-6 に、平成 11 年度に行われた道路交通センサスによる主要な道路の交通量を表 3.2-5 にそれぞれ示す。<sup>67)</sup>

表 3.2-5 主要な道路の交通量<sup>67)</sup>

【平日】		単位：台、%				
種別	路線名	地点番号	分類			大型車混入率
			乗用車類	貨物車類	合計	
一般国道	1号		15,191	9,289	24,480	21.3
	1号		15,147	6,917	22,064	14.3
	23号		23,637	39,962	63,599	53.7
	23号		17,823	43,302	61,125	56.2
主要地方道	水郷公園線		3,746	2,407	6,153	22.2
一般県道	木曾岬弥富停車場線		1,134	443	1,577	7.4
	境政成新田蟹江線		2,256	857	3,113	10.2
【休日】						
種別	路線名	地点番号	分類			大型車混入率
			乗用車類	貨物車類	合計	
一般国道	1号		20,911	3,255	24,166	47.2
	1号		19,286	2,764	22,050	39.8
	23号		36,169	9,743	45,912	15.5
	23号		27,203	24,696	51,899	20.6
主要地方道	水郷公園線		6,028	729	6,757	9.2
一般県道	木曾岬弥富停車場線		1,033	234	1,267	2.8
	境政成新田蟹江線		2,091	414	2,505	2.8

注) 1.平成 11 年度の調査結果である。

2.交通量及び大型車混入率は 24 時間の数値である。

## 2.5 学校、病院、ごみ処理施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施区域及びその周辺の学校、病院、ごみ処理施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況を図 3.2-7 に示す。<sup>68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76)</sup>

また、事業実施区域及びその周辺には人口集中地区 (DID 地区) はなく、主に事業実施区域北側の源緑輪中の堤防 (土手) 沿いと東側の鍋田に住宅がみられる。

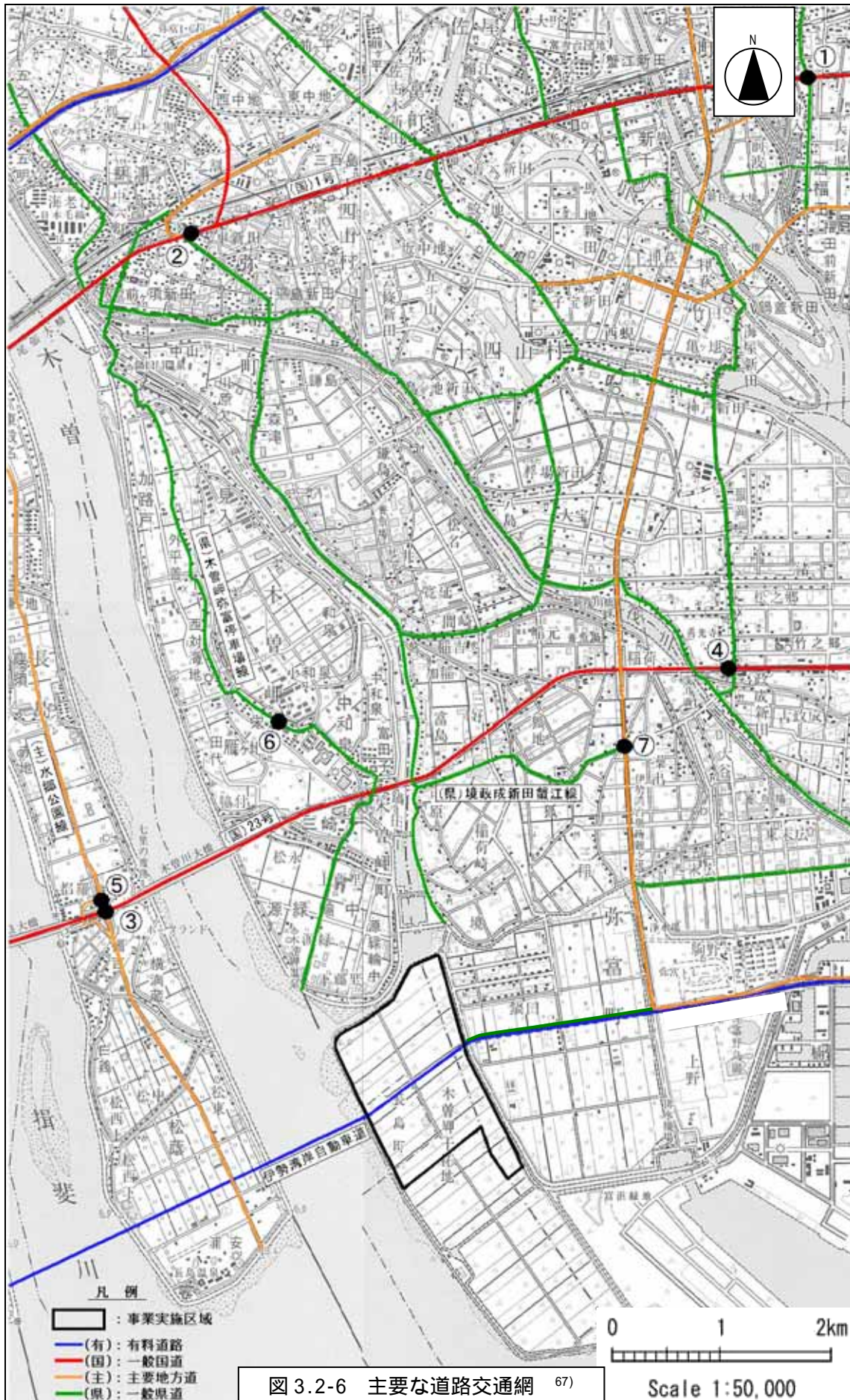




図 3.2-7 学校、病院、ごみ処理施設等の施設の配置 (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76)

## 2.6 上下水道の整備の状況

### (1) 上水道

三重県、愛知県及び事業実施区域周辺の3町における上水道の普及状況を表3.2-6に示す。

平成15年3月31日現在の長島町、木曽岬町及び弥富町の上水道普及率は、いずれも100%である。<sup>2)3)7)8)77)78)</sup>

表3.2-6 上水道の普及状況<sup>2)3)7)8)77)78)</sup>

区分	項目	総数			上水道		
		施設数 (施設)	給水人口 (人)	普及率 (%)	施設数 (施設)	給水人口 (人)	普及率 (%)
三重県		230	1,875,568	98.9	52	1,752,263	92.4
長島町		1	15,733	100.0	1	15,733	100.0
木曽岬町		1	7,222	100.0	1	7,222	100.0
愛知県		250	7,115,538	99.8	55	7,016,428	98.4
弥富町		0	36,921	100.0	0	36,847	100.0

注) 1.平成15年3月31日現在の数値である。  
2.総数とは、上水道、簡易水道、専用水道の合計を示す。  
3.普及率は、給水人口/行政区域人口の割合を示す。

### (2) 下水道

三重県、愛知県及び関係3町の公共下水道の普及状況を表3.2-7に示す。平成15年3月31日現在の長島町、木曽岬町の公共下水道の普及率は、三重県全体の普及率を上回っている。<sup>2)3)7)8)79)80)</sup>

弥富町については、平成16年4月1日現在で公共下水道は未整備であるが、平成27年を計画目標年次として、日光川下流流域下水道の整備が計画されており、これに接続する下水道として弥富公共下水道の整備が計画されている。<sup>81)</sup>

表3.2-7 公共下水道の普及状況<sup>2)3)7)8)79)80)</sup>

区分	項目	行政区域人口 (千人)	公共下水道処理人口 (千人)	下水道普及率 (%)
三重県		1,896.1	574.7	30.3
長島町		15.7	9.3	59.2
木曽岬町		7.2	4.8	66.7
愛知県		7,027.5	4,289.5	61.0
弥富町		36.6	0	0

注) 1.三重県は平成15年3月31日現在、愛知県は平成16年4月1日現在の数値である。  
2.下水道普及率は、下水道処理人口/行政区域人口の割合を示す。

## 2.7 廃棄物の処理の状況

### (1) 一般廃棄物

長島町、木曾岬町のごみは桑名広域清掃事業組合で、弥富町のごみは海部津島環境事務組合で処理されている。ごみ処理施設の概要を表 3.2-8 に示す。<sup>82) 83)</sup>

表 3.2-8 ごみ処理施設の概要<sup>82) 83)</sup>

名称	構成市町	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設		
		炉数	処理能力	年間処理量	選別機械数	処理能力	年間処理量
桑名広域清掃事業組合	長島町、木曾岬町、桑名市、多度町、員弁町、東員町	2	200 t/日	32,392 t/年	3	50 t/日	5,472 t/年
海部津島環境事務組合	弥富町、津島市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、佐屋町、立田村、八開村、佐織町	3	330 t/日	62,561 t/年	-	-	-

注)平成 14 年度の数値である。

### (2) し尿処理

し尿処理の状況を表 3.2-9 及び表 3.2-10 に示す。長島町、木曾岬町、弥富町のいずれも 70%以上の水洗化率である。また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理は、長島町と木曾岬町が海洋投入、弥富町がし尿処理施設において処理されている。<sup>8) 82) 83)</sup>

表 3.2-9 し尿の計画処理施設の状況<sup>8) 82) 83)</sup>

名称	計画処理区域内人口(人)	非水洗化人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率
三重県	1,862,539	397,994	1,464,545	78.6%
長島町	15,673	1,661	14,012	89.4%
木曾岬町	7,160	87	7,073	98.8%
愛知県	7,113,621	420,760	6,692,861	94.1%
弥富町	36,553	1,670	34,883	95.4%

注)1.平成 14 年度の数値である。

2.水洗化率は、水洗化人口 / 計画処理区域内人口の割合を示す。

表 3.2-10 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の内訳<sup>82) 83)</sup>

単位:ke/年

名称	し尿			浄化槽汚泥		
	し尿処理施設	海洋投入	下水道投入	し尿処理施設	海洋投入	下水道投入
三重県	210,412	57,725	18,339	321,358	121,284	0
長島町	0	804	0	0	8,978	0
木曾岬町	0	121	0	0	837	0
愛知県	239,188	13,160	19,534	1,072,507	108,358	36,376
弥富町	2,293	0	0	17,381	0	0

注)平成 14 年度の数値である。なお、長島町、木曾岬町では平成 16 年度現在、海洋投入は行われておらず、し尿処理施設で処理されている。

2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 環境基本法等に基づく環境基準

環境の保全に関する施策の基本的事項を定めた「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音に係る環境基準が設定されている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染に係る環境基準が設定されている。

1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表3.2-11に示す。

表3.2-11 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日環境庁告示第25号  
改正:平成13年4月20日環境庁告示第30号

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。  
3. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

なお三重県では、県民の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい水準として、二酸化硫黄及び二酸化窒素について三重県独自で環境保全目標を定め、県として環境保全対策を進めていくための行政上の目標としている。この環境保全目標値は、昭和61年度版の「環境白書」(三重県)で初めて公表(記載)されたものである。<sup>2)</sup>

表3.2-12 大気の汚染に係る環境保全目標(三重県)

物質	二酸化硫黄 <sup>*1</sup>	二酸化窒素 <sup>*2</sup>
環境上の条件	年平均値が0.017ppm以下であること。	年平均値が0.020ppm以下であること。

\*1) 昭和47年11月に硫黄酸化物総量規制の具体的手法を検討した県のプロジェクトチームが、四日市地域における大気環境の目標水準(最終目標として、年間平均値0.017ppm以下)を知事に報告し、この数値を県の環境保全目標値としている。この年間平均値0.017ppmは、環境基準の一日平均値0.04ppmに相当している。

\*2) 昭和54年3月に環境基準の改定に伴う規制のあり方を検討した県公害対策審議会が四日市地域の二酸化窒素に係る目標水準(年平均値0.020ppm)を答申し、この数値を県の環境保全目標値とした。この年平均値0.020ppmは、環境基準のゾーン下限値である一日平均値0.04ppmに相当している。

2) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-13 に、事業実施区域及びその周辺の水域の環境基準の類型指定状況を図 3.2-8 に示す。

表 3.2-13 水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準】

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号  
改正：平成 15 年 11 月 5 日環境省告示第 123 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1 トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2 トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3 ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2 ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1 ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ぼう素	1mg/L 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
3. 海域については、ふっ素及びぼう素の基準値は適用しない。

【生活環境の保全に関する環境基準】

a 河川(湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が 認められない こと。	2mg/L 以上	-

備考) 1. 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。  
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等の貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
" 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用  
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.03 mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.03 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.03 mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.03 mg/L 以下	

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

## b 海 域

ア

類型	項目	利用目的の適応性	基準値				
			水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級水浴	自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN / 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級・工業用水及び C の欄に掲げるもの		7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全		7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考) 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ウカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	利用目的の適用性	基準値	
			全 窒 素	全 磷
		自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
		水産 1 種水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
		水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
		水産 3 種工業用水生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全 亜 鉛	
生物 A		水生生物の生息する水域	0.03 mg/L 以下	
生物特 A		生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。



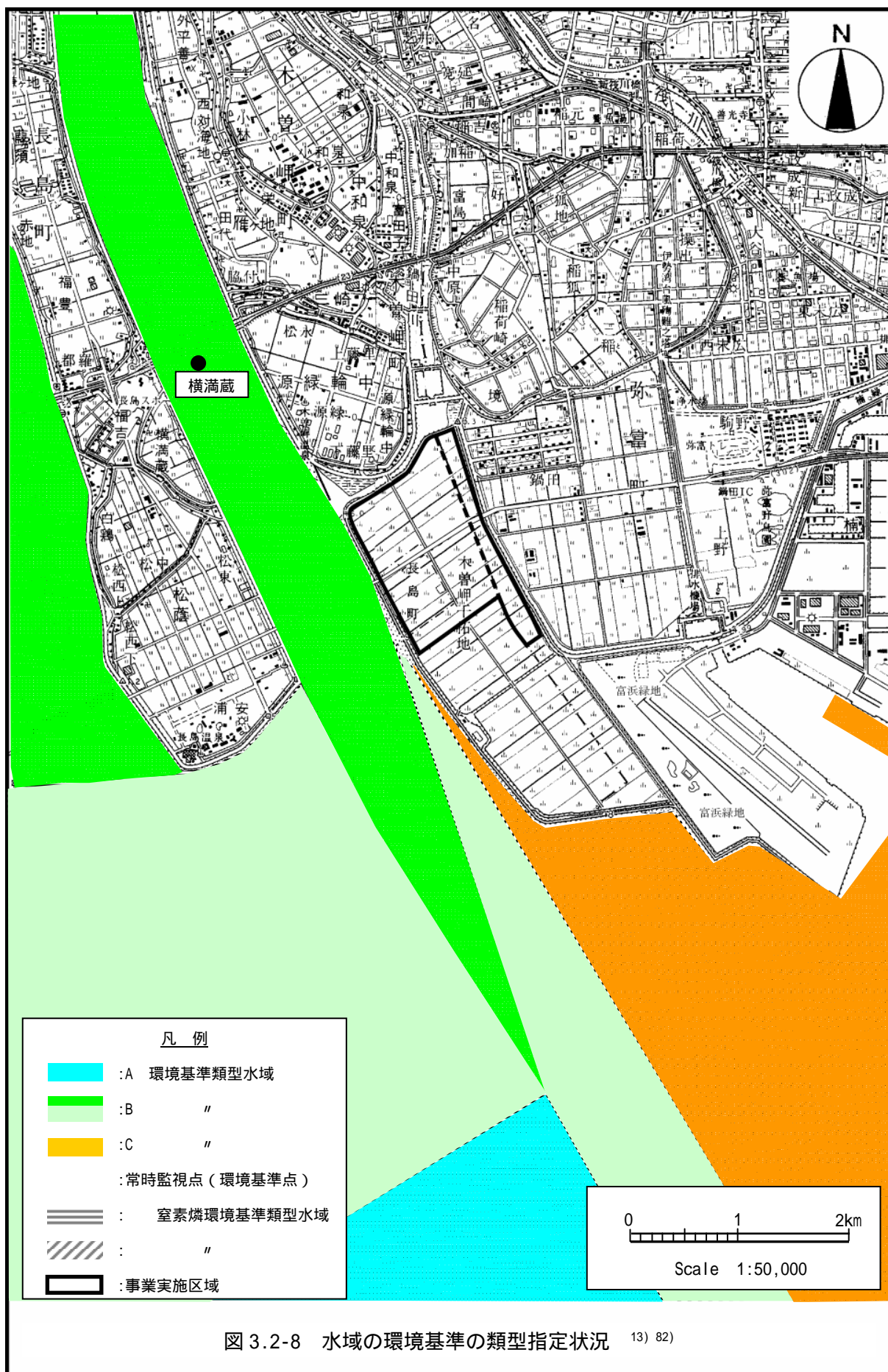


図 3.2-8 水域の環境基準の類型指定状況 <sup>13)</sup> 82)

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-14 に示す。

表 3.2-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号  
改正：平成 11 年 2 月 22 日環境庁告示第 16 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1 トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2 トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3 ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2 ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1 ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

### 3) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準を表 3.2-15 に示す。

三重県及び愛知県における騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況を表 3.2-16 に示す。都市計画区域の用途地域の指定に対応して環境基準の類型が指定されている。三重県側の区域では、用途地域が指定されていない地域には環境基準の類型の指定はない。

表 3.2-15 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号  
改正：平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 20 号

地域の類型		基準値	
		昼間	夜間
A A		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分  
昼間：午前 6 時から午後 10 時まで  
夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
2. 地域の類型  
A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
A：専ら住居の用に供される地域とする。  
B：主として住居の用に供される地域とする。  
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
3. 次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- 備考) 1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定するものである。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

表 3.2-16 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	三重県	愛知県
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考) 三重県では、用途地域が定められていない地域には、地域の類型は指定されていない。

#### 4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-17 に示す。

表 3.2-17 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号  
改正:平成 13 年 3 月 28 日環境庁告示第 16 号

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
トリス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。

- 備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を表 3.2-18 に示す。

表 3.2-18 ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号  
改正:平成 14 年 7 月 22 日環境庁告示第 46 号

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の低質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考) 1.基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2.大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。  
3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 注) 1.大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2.水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3.水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4.土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(2) 公害関係法令等

1) 建設作業騒音

建設作業に伴い発生する騒音の規則を表 3.2-19(1) ~ (2)にそれぞれ示す。事業実施区域のうち、三重県側の区域では三重県条例に示される第 1 号区域に、愛知県側の区域では愛知県条例に示される第 3 号区域に該当する。

表 3.2-19 (1) 建設作業に伴い発生する騒音の規制 (三重県)

騒音規制法施行令第 2 条別表 2(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)  
平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号

建設作業の種類	規制基準	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業	85 デシベル	〔第 2 号区域〕 午後 10 時 ～ 午前 6 時 〔第 1 号区域〕 午後 7 時 ～ 午前 7 時	〔第 2 号区域〕 1 日のうち 14 時間 〔第 1 号区域〕 1 日のうち 10 時間	連続 6 日	日曜日 その他の休日
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
バックホウを使用する作業					
トラクター-ショベルを使用する作業					
ブルドーザーを使用する作業					

備考) 1.区域の区分は次のとおり。

第 1 号区域：都市計画法第八条第一項に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号に掲げる工業専用地域を除くその他の地域並びに同号に掲げる工業地域のうち学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八十メートルの区域内。

第 2 号区域：都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業地域のうち前号に掲げる区域以外の区域。

2.騒音レベルは、建設作業の場所の敷地の境界線におけるものである。

表 3.2-19 (2) 建設作業に伴い発生する騒音の規制 (愛知県)

騒音規制法施行令第 2 条別表 2(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号)  
昭和 46 年 4 月 2 日愛知県条例第 32 号

建設作業の種類	規制基準	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	〔第 2 号区域〕 午後 10 時 ～ 午前 6 時 〔第 1・3 号区域〕 午後 7 時 ～ 午前 7 時	〔第 2 号区域〕 1 日のうち 14 時間 〔第 1・3 号区域〕 1 日のうち 10 時間	連続 6 日	日曜日 その他の 休日
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業					
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業					
コンクリートカッターを使用する作業					
ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパーその他これらに類する機械を用いる整地又は掘削の作業					
ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業					

備考)1. 区域の区分は次のとおり。

- ・ 第 1 号区域：イ．第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。  
ロ．学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八十メートルの区域。
- ・ 第 2 号区域：工業地域（前号口の区域を除く。）
- ・ 第 3 号区域：前二号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

2. 騒音レベルは、建設作業の場所の敷地の境界線におけるものである。

## 2) 建設作業振動

建設作業に伴い発生する振動の規則を表 3.2-20(1)～(2)に示す。事業実施区域のうち、三重県側の区域では三重県条例に示される第 1 号区域に、愛知県側の区域では愛知県条例に示される第 3 号区域に該当する。

表 3.2-20 (1) 建設作業に伴い発生する振動の規制 (三重県)

振動規制法施行令第 2 条別表 2(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)  
平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号

建設作業の種類	規制基準	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75 デシベル	〔第 2 号区域〕 午後 10 時 ～ 午前 6 時 〔第 1 号区域〕 午後 7 時 ～ 午前 7 時	〔第 2 号区域〕 1 日のうち 14 時間 〔第 1 号区域〕 1 日のうち 10 時間	連続 6 日	日曜日 その他の休日
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
舗装版破砕機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					

備考) 1. 区域の区分は表 3.2-19 (1)の備考1と同じである。

2. 振動レベルは、建設作業の場所の敷地の境界線におけるものである。

表 3.2-20 (2) 建設作業に伴い発生する振動の規制 (愛知県)

振動規制法施行令第 2 条別表 2(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)  
昭和 46 年 4 月 2 日愛知県条例第 32 号

建設作業の種類	規制基準	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75 デシベル	〔第 2 号区域〕 午後 10 時 ～ 午前 6 時 〔第 1・3 号区域〕 午後 7 時 ～ 午前 7 時	〔第 2 号区域〕 1 日のうち 14 時間 〔第 1・3 号区域〕 1 日のうち 10 時間	連続 6 日	日曜日 その他の休日
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
舗装版破砕機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					

備考) 1. 区域の区分は表 3.2-19 (2)の備考 1と同じである。

2. 振動レベルは、建設作業の場所の敷地の境界線におけるものである。

### 3) 道路交通振動

道路交通振動に係る要請限度を表 3.2-21 に示す。道路交通振動に係る要請限度は都市計画区域の用途地域の指定に対応して区域が指定されている。

表 3.2-21 道路交通振動に係る要請限度

昭和 51 年 6 月 10 日法律 64 第 16 条

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考) 1. 三重県の時間の区分及び区域の区分は次のとおり。

- ・時間の区分 昼間：午前 8 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時
- ・区域の区分 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から五デシベルを減じた値とする。

2. 愛知県の時間の区分及び区域の区分は次のとおり。

- ・時間の区分 昼間：午前 7 時～午後 8 時、夜間：午後 8 時～翌日午前 7 時
- ・区域の区分 第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
- 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められてない区域
- 第 2 種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲五十メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から五デシベルを減じた値とする。

### (3) 自然保護関係法令等

#### 1) 自然公園法に基づく地域地区の指定状況

事業実施区域及びその周辺には「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園、国定公園及び海中公園地区として指定された区域はない。<sup>34) 84)</sup>

#### 2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区を図 3.2-9 に示す。

事業実施区域周辺には「弥富鳥獣保護区」が存在するが、事業実施区域は該当しない。<sup>85) 86)</sup>

#### 3) 三重県の関係条例に基づく地域地区の指定状況

「三重県立自然公園条例」に基づく地域地区の指定状況を図 3.2-9 に示す。

事業実施区域周辺には「三重県立水郷自然公園」に指定されている場所が存在するが、事業実施区域は該当しない。<sup>34) 84)</sup>

なお、「三重県自然環境保全条例」に基づく三重県自然環境保全地域として指定された地域はない。<sup>84)</sup>



#### 4) 愛知県の関係条例に基づく地域地区の指定状況

事業実施区域周辺には「愛知県立自然公園条例」に基づく地域地区として指定された地域はない。<sup>85) 87)</sup>

また、「愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく自然環境保全地域として指定された地域はない。<sup>88)</sup>

#### 5) 土地利用規制に関する地域の指定状況

事業実施区域及びその周辺の自然保護関係法令等による土地利用規制に関する指定地域を図 3.2-10(1)(三重県)及び図 3.2-10(2)(愛知県)にそれぞれ示す。<sup>85) 89)</sup>

長島町及び木曾岬町の区域では「農業振興地域ノ整備ニ関スル法律」に基づく農用地区域、「河川法」に基づく河川区域、「海岸法」に基づく海岸保全区域等が指定されているが、事業実施区域には該当しない。<sup>89)</sup>

また、弥富町の区域では「農業振興地域ノ整備ニ関スル法律」に基づく農用地区域、「河川法」に基づく河川保全区域等が指定されているが、事業実施区域には該当しない。なお、「海岸法」に基づく海岸保全区域については、事業実施区域東側の堤防に沿った一部が指定されている。<sup>42)</sup>

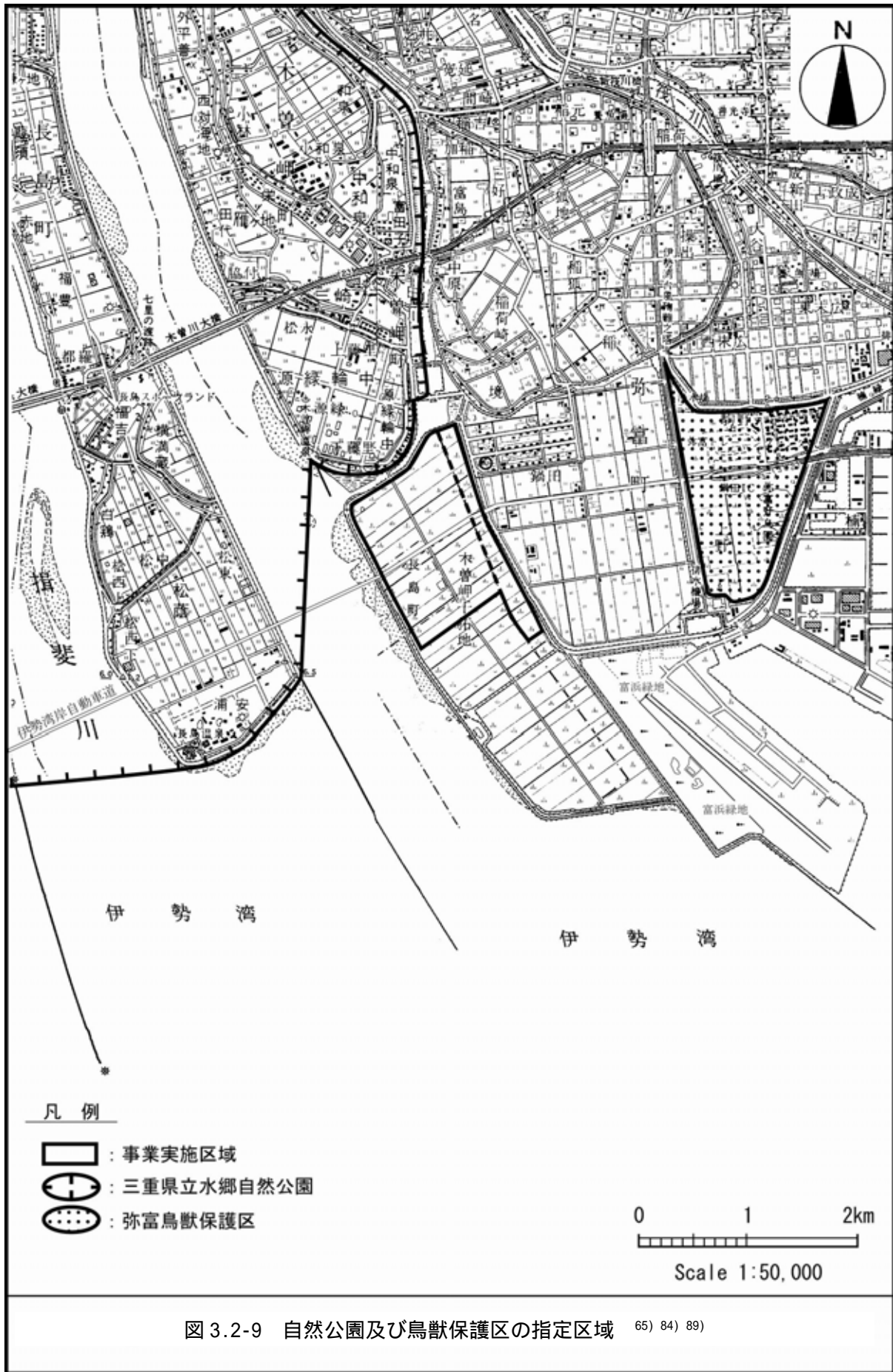


図 3.2-9 自然公園及び鳥獣保護区の指定区域 (65) (84) (89)

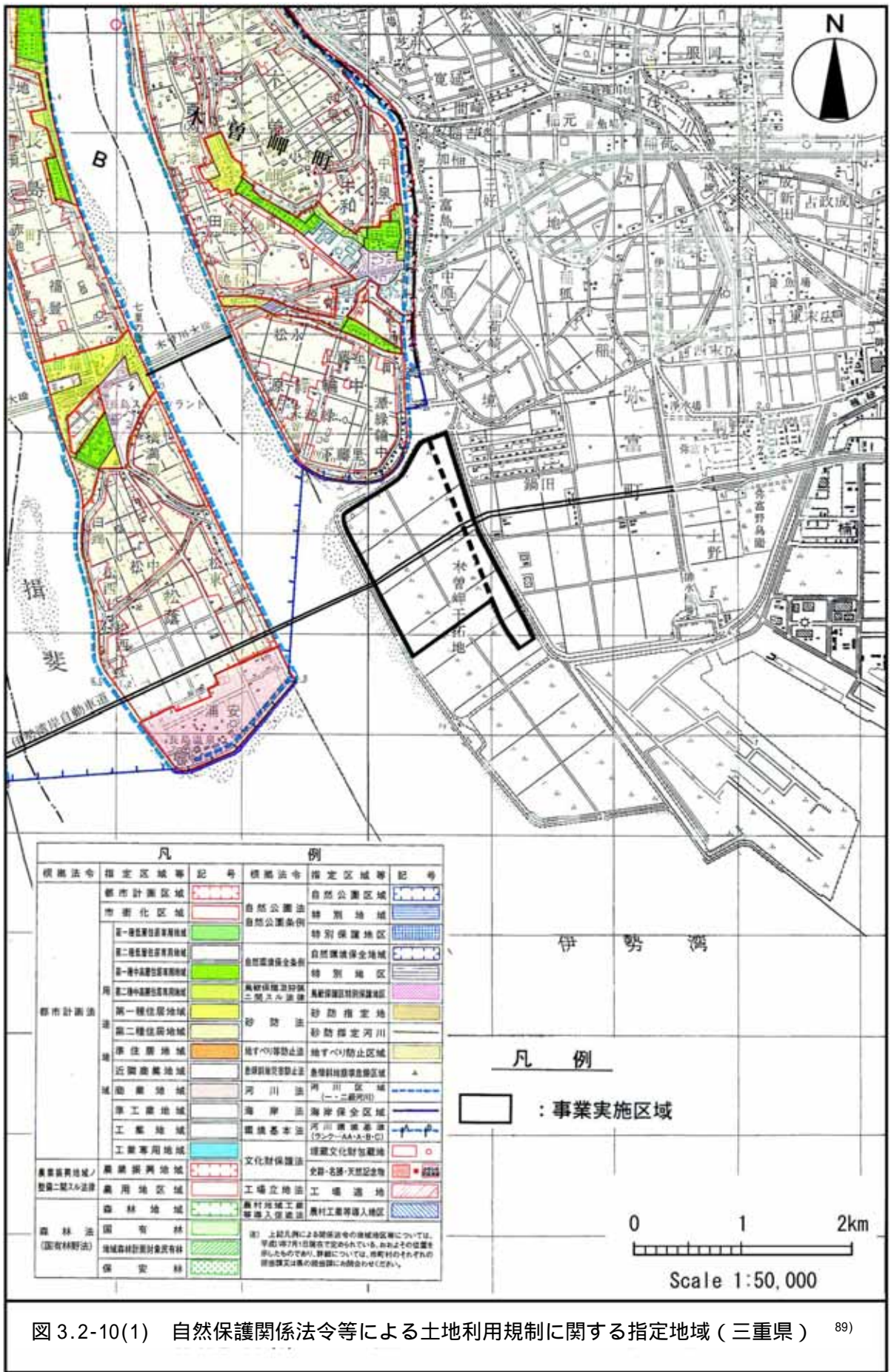


図 3.2-10(1) 自然保護関係法令等による土地利用規制に関する指定地域（三重県）<sup>89)</sup>

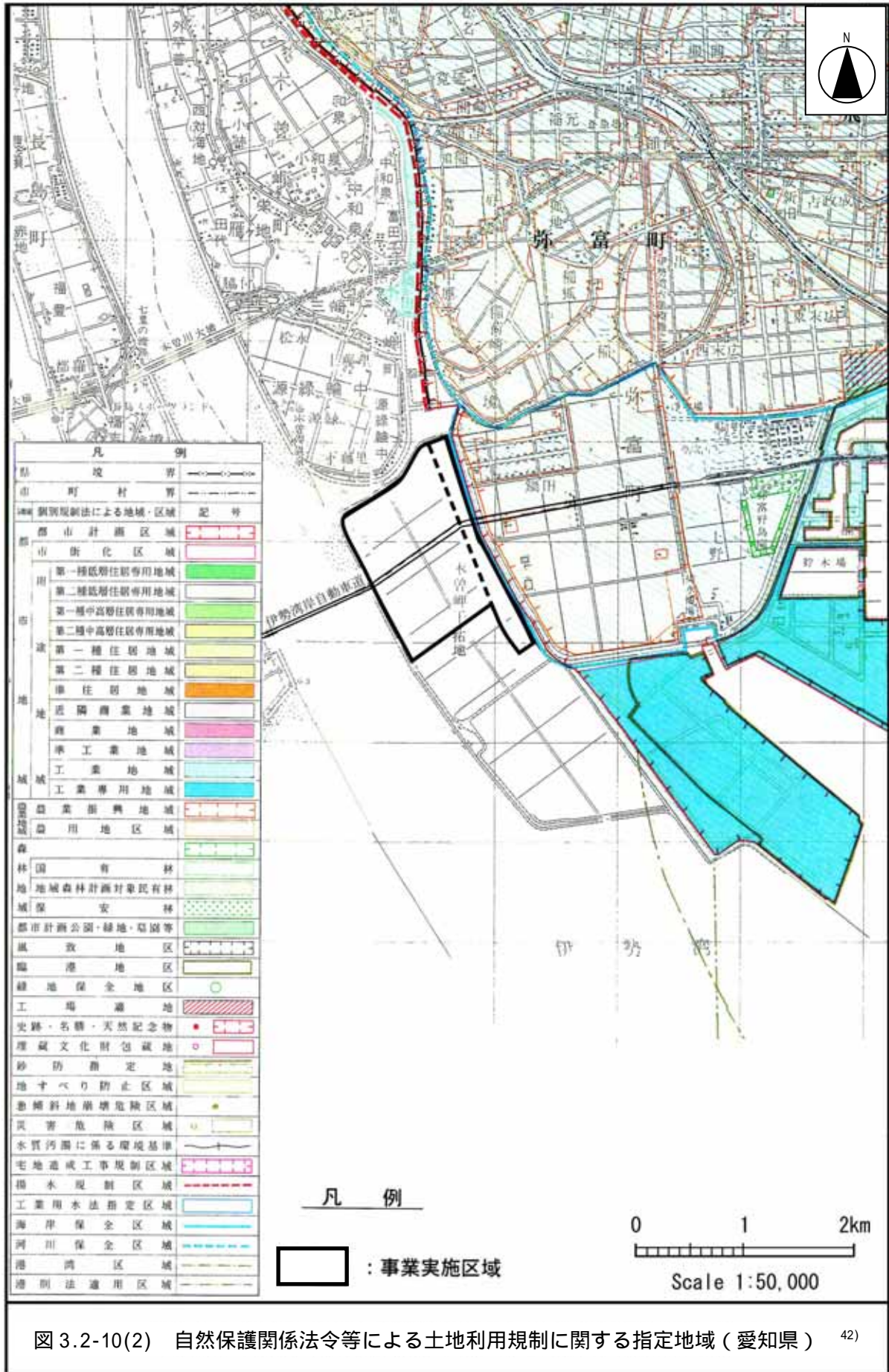


図 3.2-10(2) 自然保護関係法令等による土地利用規制に関する指定地域（愛知県）<sup>42)</sup>

## 2.9 その他の事項

### (1) 行政区域の状況

事業実施区域が位置する長島町及び木曾岬町並びに弥富町の行政区域を図 3.2-11 に示す。木曾岬町と弥富町との境界が三重県と愛知県の県境となっている。なお、平成 16 年 12 月 6 日に、長島町は桑名市との合併により、桑名市となっている。

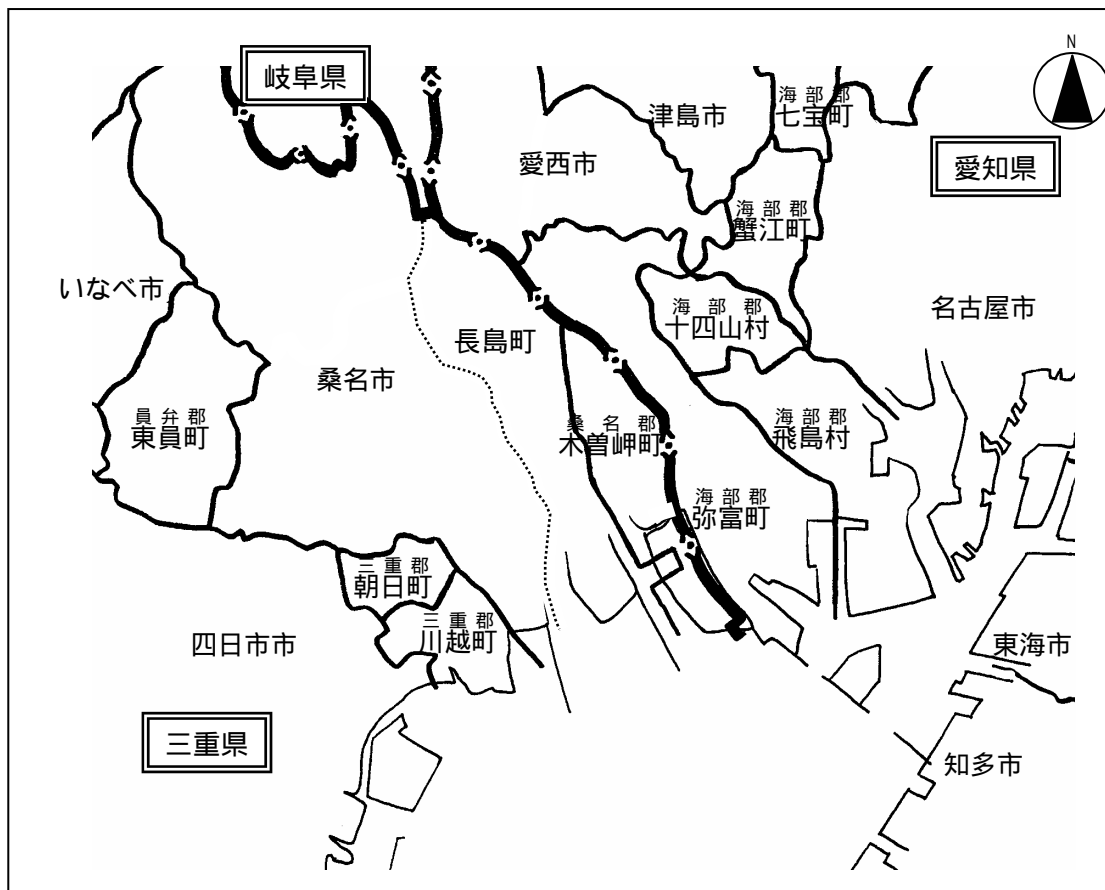


図 3.2-11 行政区域図

### (2) 環境保全に関する計画等

#### 1) 公害防止計画

三重県は、環境基本法に基づき、四日市地域公害防止計画を昭和 45 年から 6 回に渡り策定してきた。引き続き、環境大臣の指示により平成 13 年度から 5 年間を計画期間として 7 回目の公害防止計画の策定を行っている。計画区域は、四日市市他 2 町の 1 市 2 町で、長島町と木曾岬町は含まれていない。<sup>2)</sup>

愛知県は、環境基本法に基づき愛知地域公害防止計画を平成 8 年度から 5 年間を計画期間として策定してきた。引き続き、環境大臣の指示により平成 13 年度から 5 年間を計画期間として公害防止計画の策定を行っている。計画区域は、名古屋市を始めとする 26 市 16 町 1 村で、弥富町が含まれている。<sup>3)</sup>

#### 2) 環境基本計画

三重県は、三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため三重県環境基本計画を平成 9 年 6 月に策定している。また、計画の目標年

度を平成 22 年(2010)年度とし、環境基本計画に掲げた基本目標を設置するとともに、具体的目標として目指すべき環境の状態を言葉で表した目標と 48 項目の数値目標を設定している。<sup>2)</sup>

愛知県は、愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため愛知県環境基本計画を平成 9 年 8 月に策定するとともに、平成 14 年 9 月には当該計画の見直しを行い「循環」「共生」「協働」を柱とする愛知県環境基本計画を策定している。<sup>3)</sup>

### 3) その他の計画、方針等

三重県では、三重県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全に関する基本構想や県自然環境保全地域の指定等に関する施策の基本方針を示し、これに基づき各種施策の総合的な推進を図るため、三重県自然環境保全基本方針を昭和 49 年 2 月に策定している。平成 15 年 3 月には、農林地の公益的機能の低下、身近な自然の減少、生物多様性の確保などの今日的な課題に対応できるよう三重県自然環境保全条例を改正している。

また、地球規模での環境問題に対応するため、平成 6 年 7 月に三重県地球環境保全行動計画を策定し、三重県環境基本計画に基づき、総合的、計画的な地球温暖化防止対策を推進するため、具体的な施策を盛り込んだ三重県地球温暖化対策地域推進計画を平成 10 年度に策定している。この計画は、削減対象物質及び削減目標の設定、二酸化炭素排出抑制対策、二酸化炭素吸収源対策、フロン対策等を示している。<sup>2)</sup>

さらに、平成 13 年 3 月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を定め、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策への取り組みを強化している。<sup>2)</sup>

愛知県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然環境を適正に保全し、及び県土の緑化を推進するため「自然環境保全等基本方針」を昭和 49 年 3 月(平成 12 年 3 月改正)に策定している。<sup>3)</sup>

愛知県では、地球環境保全により計画的・総合的に取り組むための具体的行動指針として、平成 6 年 12 月に「あいちアジェンダ 21」を策定している。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化防止を進めるため、「あいちエコプラン 2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)」を平成 12 年 3 月に策定している。この計画は、京都議定書で定められた 6 種類のガスを削減対象とする温室効果ガスとし、計画期間を平成 12 年度から平成 22 年度の間としている。県としての温室効果ガス排出抑制の将来目標を定め、県民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ連携を図りながら取組を推進することにより、将来目標の達成を図ることを目標としている。<sup>3)</sup>

さらに、平成 15 年 3 月には愛知県公害防止条例の全てを改正して、「県民の生活環境の保全等に関する条例」を定め、また、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を定めて、従来の公害規制に加え廃棄物対策、化学物質による環境リスク、土壌・地下水汚染などの様々な環境問題への取組を強化している。

## 出典

- 1) 気象庁アメダスデータ(1979～2003年)((財)気象業務支援センター)
- 2) 平成14年度版、平成15年度版、平成16年度版 環境白書(三重県)
- 3) 平成15年度版 環境白書(愛知県)
- 4) 平成14年版 日本の大気汚染状況(ぎょうせい、平成15年5月)
- 5) 平成14年度 大気汚染常時監視測定結果(三重県)
- 6) 大気汚染調査結果(愛知県、平成15年7月)
- 7) 平成14年～平成16年刊 三重県統計書(三重県、平成14年5月、平成15年4月、平成16年4月)
- 8) 平成13年度刊、平成14年度刊、平成15年度刊 愛知県統計年鑑(愛知県)
- 9) 平成13年度公害に関する苦情件数等調査結果(愛知県、平成15年)
- 10) 三重県環境部 資料
- 11) 平成14年度 騒音・振動に関する調査報告書(愛知県、平成16年2月)
- 12) 河川図(三重県、平成12年5月)
- 13) 平成15年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果(三重県)
- 14) 平成15年度 公共用水域及び地下水の水質調査結果(愛知県)
- 15) 平成15年における濃尾平野の地盤沈下の状況(東海三県地盤沈下調査会、平成16年8月)
- 16) 三重県土地分類基本調査 - 桑名 - (三重県、昭和63年2月)
- 17) 愛知県土地分類基本調査 - 桑名・名古屋南部 - (愛知県、昭和60年1月)
- 18) 第1回自然環境保全基礎調査 - 三重県すぐれた自然図(環境庁、昭和51年)
- 19) 第1回自然環境保全基礎調査 - 愛知県すぐれた自然図(環境庁、昭和51年)
- 20) 日本の地形レッドデータブック(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12年)
- 21) 自然のレッドデータブック・三重(三重県、平成8年1月)
- 22) 第3回自然環境保全基礎調査 - 三重県自然環境情報図(環境庁、昭和62年)
- 23) 第3回自然環境保全基礎調査 - 愛知県自然環境情報図(環境庁、平成元年)
- 24) 近畿自動車道名古屋神戸線(弥富町～長島町)環境影響評価書・資料編(中部地方建設局、平成3年)
- 25) 平成12年度実施 長島町動植物生息マップ(三重県長島町、平成12年)
- 26) 平成12年度、平成13年度河川水辺の国勢調査(国土交通省、平成13年、平成15年)
- 27) 第2回自然環境保全基礎調査 - 三重県動植物分布図(環境庁、昭和56年)
- 28) 第2回自然環境保全基礎調査 - 愛知県動植物分布図(環境庁、昭和56年)
- 29) 第2回自然環境保全基礎調査 - 現存植生図「桑名」(環境庁、昭和56年)
- 30) 第2回自然環境保全基礎調査 - 現存植生図「名古屋南部」(環境庁、昭和56年)
- 31) 第3回自然環境保全基礎調査 - 現存植生図「桑名・名古屋南部」(環境庁、昭和62年)
- 32) 木曽川水系河川環境管理基本計画(建設省中部地方建設局、三重県、愛知県他、平成2年)
- 33) 三重県観光便覧(三重県、平成8年3月)
- 34) 水郷県立自然公園(三重県、平成11年)
- 35) 三重の自然公園 HP
- 36) 愛知県産業観光施設一覧(愛知県、平成12年3月)
- 37) あいちの観光(愛知県)
- 38) 名古屋港要覧(愛知県、平成12年9月)
- 39) 三重県文化財地図(三重県、平成9年12月)
- 40) 三重県の指定文化財(三重県、平成9年5月)
- 41) 愛知の文化財総目録(愛知県、平成11年3月)
- 42) 愛知県土地利用規制図(愛知県、平成10年1月)
- 43) 第4回自然環境保全基礎調査 - 三重県自然環境情報図(環境庁、平成7年)
- 44) 第4回自然環境保全基礎調査 - 愛知県自然環境情報図(環境庁、平成7年)
- 45) 三重県市町村累年統計表(三重県、平成15年3月)

- 46) 三重の人口(月別人口調査推計結果) 平成 12 年分概要、13 年分概要(三重県)
- 47) 三重の人口(平成 12 年国勢調査第一次基本集計三重県結果) (三重県、平成 13 年 8 月)
- 48) 三重の商業(三重県、平成 14 年)
- 49) 三重の工業(三重県、平成 13 年 3 月)
- 50) 愛知県農林水産統計年報(愛知県、平成 15 年 12 月)
- 51) 土地利用図-桑名-(国土地理院、昭和 53 年 3 月)
- 52) 土地利用図-飛鳥-(国土地理院、昭和 55 年 4 月)
- 53) 三重県土地利用基本計画図(三重県、平成 11 年 7 月)
- 54) 愛知県土地利用基本計画(愛知県、平成 11 年)
- 55) 桑名都市計画図(三重県、平成 12 年 1 月)
- 56) 弥富都市計画総括図(愛知県、平成 13 年 6 月)
- 57) 三重県農林水産商工部資料(三重県)
- 58) 愛知県農林水産部資料(愛知県)
- 59) 漁業権関係図面等(3 地区分)(三重県)
- 60) 漁業権一覧表(愛知県)
- 61) 愛知県水産要図(愛知県、平成 12 年 10 月)
- 62) 三重県県土整備部資料(三重県)
- 63) 愛知県土木部資料(愛知県)
- 64) 伊曾島漁港区域図(三重県)
- 65) 三重県環境基本計画(三重県、平成 9 年 6 月)
- 66) インターネット(温泉)
- 67) 平成 11 年度道路交通センサス一般交通量調査結果((財)交通工学研究会、平成 13 年 5 月)
- 68) 学校名簿(三重県、平成 15 年 5 月)
- 69) 三重県社会福祉施設名簿(三重県、平成 15 年 4 月)
- 70) 愛知県学校一覧(愛知県、平成 15 年 5 月)
- 71) 愛知県私立学校名簿(愛知県、平成 15 年 5 月)
- 72) 病院名簿(愛知県、平成 15 年 10 月)
- 73) 児童福祉施設等名簿(愛知県、平成 15 年 4 月)
- 74) 社会福祉施設等名簿(愛知県、平成 15 年 6 月)
- 75) 都市地図「桑名市(長島・木曾岬町)」(昭文社、平成 12 年 1 月)
- 76) 都市地図「津島市(七宝・大治・佐屋・蟹江・弥富町)」(昭文社、平成 12 年 1 月)
- 77) 三重県の水道概況(三重県、平成 16 年 3 月)
- 78) 愛知県生活衛生課資料(愛知県)
- 79) みえの下水道(三重県、平成 10 年 3 月)
- 80) 平成 12 年度みえの下水道パンフレット(三重県)
- 81) 日光川下流域下水道のあらましパンフレット(愛知県)
- 82) 平成 13 年度 一般廃棄物処理事業のまとめ(三重県、平成 15 年 12 月)
- 83) 平成 14 年度 廃棄物処理事業実態調査(愛知県、平成 16 年 3 月)
- 84) 三重県自然公園図(三重県、平成 9 年)
- 85) 平成 13 年度三重県鳥獣保護区等位置図(三重県、平成 13 年)
- 86) 愛知県鳥獣保護区設定(平成 14 年 10 月 4 日)
- 87) 愛知県自然公園及び愛知県自然環境保全地域の概要(愛知県、平成 10 年 11 月)
- 88) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(愛知県、平成 13 年 3 月)
- 89) 三重県土地利用規制図(三重県、平成 11 年)



## 第4章 環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目の選定については、三重県環境影響評価技術指針 第5、1において「対象事業に係る環境影響評価の項目は、別表1に掲げる影響要因が同表において当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討のうえ、適切に選定するものとする。」(別表1省略)とされている。

本事業に対する環境影響評価の項目の選定は、三重県環境影響評価技術指針 第5、1に基づくとともに、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて行った。また、知事意見及び住民意見についても配慮した。

項目の選定を行うにあたり、工事計画より工事の実施時については「重機の稼働」、「資材の運搬」、「樹木の伐採・処理」、「土地の造成」、「工作物の建設」及び「工事用道路等の建設」を影響要因とする。また、土地利用計画より土地又は工作物の存在及び供用時については、「造成地の存在」、「工作物の存在」、「土地の利用」、「工作物の供用・稼働」及び「発生車両の走行」を影響要因とする。これらの影響要因に対し、各環境要素の選定を行い、本事業に対する環境影響評価の項目を選定する。

環境影響評価の対象項目の選定の結果を表4.1-1に示す影響要因 - 環境要素関連表により整理した。

環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果を表4.1-2(1)～(6)に示す。環境影響評価の項目の選定に係る検討は、影響要因ごとに環境要素の細区分を基にして環境要素に係る項目ごとに行った。

表 4.1-1 影響要因 - 環境要素関連表 (環境影響評価の対象項目の選定)

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施										土地又は工作物の存在及び供用												
			重機の移動	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	発破	地盤改良	工作物の建設	既存工作物の改修・撤去	工事用道路等の建設	土砂の採取	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	物質の使用・排出	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化等		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	*1	*1												*1	*1							
			大気法規制対象物質・指定物質 粉じん等																						
			騒音	騒音																					
			振動	振動																					
			低周波音	低周波音																					
			悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等																					
	水環境	水質(地下水の水質を除く)	環境基準項目				*2											*2							
			排水基準項目																						
			要監視項目																						
			水質基準項目																						
			水道水質基準監視項目、快過水質項目																						
			塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等																						
		水底の底質	環境基準項目																						
			排水基準項目																						
			要監視項目																						
		地下水の水質及び水位	水質基準項目																						
			水道水質基準監視項目、快過水質項目																						
			塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等																						
		その他の環境	地形及び地質	地形及び地質 重要な地形及び地質 土地の安定性																					
			地盤	地盤沈下量																					
			土壌	環境基準項目 大気法規制対象物質・指定物質																					
	日照障害		日影時間及び日影範囲																						
	電波障害		電波の受信の状態																						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物		動物相、重要な種及び注目すべき生息地																						
	陸生植物	植物相、種、重要な種及び群落																							
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落																							
	生態系	地域を特徴付ける生態系																							
人と自然との豊かな触れ合いの活動の場	人と自然との豊かな触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場																							
	歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所																							
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観																							
環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物																							
	温室効果ガス等	温室効果ガス オゾン層保護法規制対象物質																							

注) 表中の「」は、影響要因ごとに検討し、環境要素(環境影響評価の対象項目)として選定したことを表す。

\*1) 環境基準項目の内、窒素酸化物と浮遊粒子状物質を対象項目とした。

\*2) 環境基準項目の内、浮遊物質量を対象項目とした。

表 4.1-2(1) 環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果(工事の実施)

影響要因	環境要素(対象項目)		検討結果	選定理由及び除外理由	
工事の実施	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	×	関係地域において硫黄酸化物は環境基準を達成しており、かつ日平均値の2%除外値が基準値の1/2以下であり、現況濃度も低い。また、硫黄酸化物の原因物質である硫黄について、燃料中の含有量の規制が図られている(「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度(平成7年環告64)」)。以上から、建設機械、資材の運搬に用いる車両からの排出量は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられる。
			窒素酸化物		建設機械、資材の運搬に用いる車両から排出される窒素酸化物による影響が考えられる。なお、樹木の処理は工事に伴う副産物として取り扱い、事業実施区域内で焼却処分はしない。
		浮遊粒子状物質		建設機械、資材の運搬に用いる車両から排出される浮遊粒子状物質による影響が考えられる。	
		一酸化炭素	×	工事の実施において、有害物質等の排出が考えられる環境要因は、建設機械の稼働と資材の運搬に用いる車両の運行である。これらの物質については周辺測定局で環境基準を達成しており、測定局付近の交通量と比較して事業による交通量の増加はわずかであることから、環境への影響は軽微であり、環境保全上の支障は生じないと考えられる。	
		光化学オゾン	×		
		ベンゼン	×		
		トリクロロエレン	×		
		テトラクロロエレン	×		
		ジクロロメタン	×		
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)		×	
	粉じん等			建設機械の稼働、資材の運搬に用いる車両の運行及び強風時に裸地から飛散することによる影響が考えられる。	
	騒音	騒音		建設機械の稼働、資材の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が考えられる。	
	振動	振動		建設機械の稼働、資材の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられる。	
	低周波音	低周波音	×	低周波音の主な発生要因で、工事の実施に係るものとして、資材運搬車両等が長大な橋やジョイントの多い高架道路を通行する場合が考えられる。しかし、事業実施区域内には、資材運搬車両等が走行するような橋や高架道路はない。また、橋梁下方には家屋はない。以上から、低周波音に対する環境保全上の支障は生じないと考えられる。	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	工事計画において、事業実施区域内に悪臭を発生させるような物質等の持ちこみや行為は行わない。	
	水質(地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度	×	工事計画において、公共用水域の水質に影響を及ぼすような排水の発生はない。
			水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	×	
			水の濁り(浮遊物質量)		降雨時に造成面から発生する濁水が、排水機場から公共用水域へ流入することによる影響が考えられる。
			溶存酸素	×	工事計画において、公共用水域の水質に影響を及ぼすような排水の発生はない。
			富栄養化	×	
有害物質等			×		
排水基準項目			×	事業実施区域の排水路は、流域最流末であり下流域に水道の取水口はなく、雨水排水等による水道水への影響はない。	
要監視項目			×		
水質基準項目		×			
水道水質基準監視項目、快適水質項目		×			
	塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等		×		

注) 検討結果欄の「 」: 環境影響評価の対象項目として選定した項目  
 検討結果欄の「×」: 環境影響評価の対象項目として選定しなかった項目

表 4.1-2(2) 環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果(工事の実施)

影響要因	環境要素(対象項目)	検討結果	選定理由及び除外理由		
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬	環境基準項目	×	浚渫等、底質に影響を及ぼす行為は行わない。	
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水底土砂の判定基準	×		
		硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×		
	樹木の伐採・処理	水底の底質	環境基準項目	×	地下水の取水等、地下水の状況や水質に影響を及ぼす行為は行わない。
			排水基準項目	×	
			要監視項目	×	
			水質基準項目	×	
			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×	
	土地の造成(盛土等の土工)	地下水の水質及び水位	塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×	
			地形及び地質	×	事業実施区域内には、重要な地形及び地質は存在しない。工事計画において、事業実施区域周辺の地形及び地質に影響を及ぼすような行為は行わない。
	重要な地形及び地質	×			
	土地の安定性	×	盛土の実施による土地の安定性への影響が懸念されるが、その影響が完了時(存在及び供用時)に最大となると考えられる。		
	工作物の建設	地盤	地盤沈下量	×	地盤沈下の主な原因となる地下水の取水は行わない。
			土壌	環境基準項目	×
	工事用道路等の建設	土壌		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×
			日照障害	日照時間及び日影範囲	×
	工事用道路等の建設	電波障害	電波の受信の状態	×	工事計画において、事業実施区域周辺地域に電波障害を発生させるような行為は行わない。
			陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	
工事用道路等の建設	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落			土地の造成に伴う地形の整形及び土の状態の変化等、建設機械の稼働、資材の運搬により発生する粉じん及び工作物や工事用道路等の建設等による、陸生植物の生育環境への影響が考えられる。
		水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落		土地の造成に伴い降雨時に造成面から発生する濁水が、水路及び排水機場から公共用水域へ流入することによる水生生物への影響が考えられる。
工事用道路等の建設	生態系		地域を特徴付ける生態系		土地の造成、建設機械の稼働、資材の運搬により発生する粉じん及び工作物や工事用道路等の建設等による動植物の生息・生育環境の変化が考えられ、生態系への影響が考えられる。
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	事業実施区域の周辺には、富浜緑地、弥富野鳥園等が存在するが、事業実施区域から、最も近いところでも150m以上離れており、工事用車両の走行ルートからは、最も近いところでも約500m離れている。このようなことから、建設機械の稼働や工事用車両の走行による交通障害、大気質、騒音及び振動について環境保全上の支障は生じないと考えられる。

注) 検討結果欄の「」: 環境影響評価の対象項目として選定した項目  
 検討結果欄の「x」: 環境影響評価の対象項目として選定しなかった項目

表 4.1-2(3) 環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果(工事の実施)

影響要因	環境要素(対象項目)	検討結果	選定理由及び除外理由	
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬	歴史的文化的な遺産 史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。工事計画において、事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わない。
	樹木の伐採・処理	景観 主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	事業実施区域内には、景観資源や眺望点は存在しない。さらに、建設機械や工事用車両が景観に及ぼす影響は一時的で小さく、環境保全上の支障は生じないと考えられる。
	土地の造成(盛土等の土工)			
	工作物の建設	廃棄物等 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物		工作物、工事用道路等の建設に伴う廃棄物等及び工事の実施に伴う副産物の発生が考えられる。
	工事用道路等の建設	温室効果ガス等 温室効果ガス		工事の実施において、温室効果ガスの排出が考えられる環境要因は、建設機械の稼働と資材の運搬に用いる車両の運行である。これらにより温室効果ガスとして、車両等からの二酸化炭素の排出が考えられる。
オゾン層保護法規制対象物質			×	工事の実施において、CFC等のオゾン層保護法規制対象物質の排出はなく、環境保全上の支障は生じないと考えられる。

注) 検討結果欄の「 」: 環境影響評価の対象項目として選定した項目  
 検討結果欄の「×」: 環境影響評価の対象項目として選定しなかった項目

表 4.1-2(4) 環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果(存在及び供用)

影響要因		環境要素(対象項目)		検討結果	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用・稼働 発生車両の走行	環境基準項目	大気質	硫黄酸化物	×	関係地域において硫黄酸化物は環境基準を達成しており、かつ日平均値の2%除外値が基準値の1/2以下であり、現況濃度も低い。また、硫黄酸化物の原因物質である硫黄について、燃料中の含有量の規制が図られている。以上から、発生車両の走行、土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械の稼働に伴う硫黄酸化物の排出量は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられる。
				窒素酸化物		発生車両、土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械から排出される窒素酸化物の影響が考えられる。
				浮遊粒子状物質		発生車両、土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械から排出される浮遊粒子状物質の影響が考えられる。
				一酸化炭素	×	土地の利用において、有害物質等の排出が考えられる環境要因は、発生車両の走行、土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械の稼働である。これらの物質については周辺測定局で環境基準を達成しており、測定局付近の交通量と比較して事業による交通量の増加はわずかであることから、環境への影響は軽微であり、環境保全上の支障は生じないと考えられる。
				光化学オキシダント	×	
				ベンゼン	×	
				トリクロロエレン	×	
				テトラクロロエレン	×	
				ジクロロメタン	×	
				大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	
		粉じん等		土地利用で計画されているストックヤードの建設発生土が強風時に飛散することによる影響が考えられる。発生車両の走行、土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械の稼働することによる影響が考えられる。		
		騒音	騒音		土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられる。発生車両の走行に伴う騒音の影響が考えられる。	
		振動	振動		土地利用で計画されているストックヤードでの作業機械の稼働に伴う振動の影響が考えられる。発生車両の走行に伴う振動の影響が考えられる。	
		低周波音	低周波音	×	土地利用計画において、低周波音を発生させるような施設はない。他の発生要因として、作業機械の稼働や発生車両等が長大な橋やジョイントの多い高架道路を通行する場合が考えられる。しかし、事業実施区域内には、発生車両が走行するような橋や高架道路はない。また、橋梁下方には家屋はない。以上から、低周波音に対する環境保全上の支障は生じないと考えられる。	
		悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	土地利用計画において、悪臭を発生させるような施設はない。土地利用で計画されているストックヤードの建設発生土の搬入に対しては、管理運営規定を設け遵守する。以上から、悪臭に対する環境保全上の支障は生じないと考えられる。	
(地下水の水質を除く) 水質	環境基準項目 ・排水基準項目	水素イオン濃度	×	汚水処理方法は、汚水を排出しない循環型自己完結型トイレを設置する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼすような排水の発生はない。		
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	×			
		水の濁り(浮遊物質)		雨水排水は直接排水路に排出される。また、降雨時に土地利用で計画されているストックヤードの建設発生土から発生する濁水が、排水機場から公共用水域へ排出される。このようなことから水質への影響が考えられる。		

注) 検討結果欄の「○」: 環境影響評価の対象項目として選定した項目  
 検討結果欄の「×」: 環境影響評価の対象項目として選定しなかった項目

表 4.1-2(5) 環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果(存在及び供用)

影響要因		環境要素(対象項目)		検討結果	選定理由及び除外理由
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	排水基準項目 ・環境基準項目	溶存酸素	×	汚水処理方法は、汚水を排出しない循環式自己完結型トイレを設置する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼすような排水の発生はない。
			富栄養化	×	
			有害物質等	×	
	工作物の存在	(地下水の水質を除く)	排水基準項目	×	土地利用計画において、有害物質を含む排水を発生させるような施設はない。 土地利用で計画されているストックヤードの建設発生土の搬入に対しては、管理運営規定を設け遵守する。 以上から、有害物質について環境保全上の支障は生じないと考えられる。
			要監視項目	×	
	水質基準項目		×		
	水道水質基準監視項目、快適水質項目		×		
	塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等		×		
	環境基準項目		×	事業実施区域の排水路は、流域最流末であり下流域に水道の取水口はなく、排水路の排水による水道水への影響はない。	
	排水基準項目		×		
	要監視項目	×			
	水底土砂の判定基準	×			
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×			
	土地の利用	水底の底質	環境基準項目	×	土地利用計画において、底質に影響を及ぼすような施設や行為はない。
			排水基準項目	×	
			要監視項目	×	
			水底土砂の判定基準	×	
			硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×	
			環境基準項目	×	
	排水基準項目	×			
	要監視項目	×			
	水質基準項目	×			
	水道水質基準監視項目、快適水質項目	×			
塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×				
工作物の供用・稼働	地下水の水質及び水位	地形及び地質	×	事業実施区域内には、重要な地形及び地質は存在しない。 土地利用計画において、事業実施区域周辺の地形及び地質に影響を及ぼすような行為は行わない。	
		重要な地形及び地質	×		
		土地の安定性			わんぱく原っぱに計画されている盛土の存在及び土地利用で計画されているストックヤードにおける建設発生土の保管が、地盤の土質によっては、その土砂の重みにより地盤変形等が懸念されることから、土地の安定性への影響が考えられる。
発生車両の走行	地盤	地盤沈下量	×	給水計画では、水道水の供給を受ける計画で、地下水の取水など地下水の状況に影響を及ぼす行為は行わない。以上から、地盤について環境保全上の支障は生じないと考えられる。	
		環境基準項目	×	盛土材として事業実施区域内へ搬入が予定されている建設残土は、関係法令に定める基準に適合したものを使用する。 土地利用で計画されているストックヤードの建設発生土の搬入に対しては、管理運営規定を設け遵守する。 以上から、土壌について環境保全上の支障は生じないと考えられる。	

注) 検討結果欄の「○」: 環境影響評価の対象項目として選定した項目  
 検討結果欄の「×」: 環境影響評価の対象項目として選定しなかった項目

表 4.1-2(6) 環境影響評価の対象項目の選定に係る検討結果(存在及び供用)

影響要因	環境要素(対象項目)		検討結果	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	土壌	大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	土地利用計画において、土壌汚染の原因となる有害物質等を排出するような施設や行為はない。
	工作物の存在	日照障害	日照時間及び日影範囲	×	土地利用計画において、事業実施区域周辺地域に日照障害を発生させるような大規模な施設はない。
	土地の利用	電波障害	電波の受信の状態	×	土地利用計画において、事業実施区域周辺地域に電波障害を発生させるような施設はない。
	工作物の供用・稼働	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地		造成地や工作物の存在、工作物の供用・稼働及び供用時における発生車両の走行による粉じん等による、陸生動物の生息環境への影響が考えられる。
	発生車両の走行	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落		造成地や工作物の存在、工作物の供用・稼働及び供用時における発生車両の走行による粉じん等による、陸生植物の生育環境への影響が考えられる。
		水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落		雨水排水は直接排水路に排出され、雑排水は排出しない。ストックヤードの利用により発生する濁水が、水路及び排水機場から公共用水域へ流入することによる水生生物への影響が考えられる。
		生態系	地域を特徴付ける生態系		造成地や工作物の存在、工作物の供用・稼働及び供用時における発生車両の走行による粉じん等による動植物の生息・生育環境の変化が考えられ、生態系への影響が考えられる。
		人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	事業実施区域の周辺には、富浜緑地、弥富野鳥園等が存在するが、土地利用で計画されているストックヤードや発生車両の走行ルートから、最も近いところでも1.5km以上離れており、ストックヤードでの作業機械の稼働や発生車両の走行による交通障害、大気質、騒音及び振動について環境保全上の支障は生じないと考えられる。
		歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。土地利用計画において、事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わない。
		景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観		造成地・工作物の存在による景観構成要素の変化が考えられ、景観への影響が考えられる。
	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物	×	一般廃棄物については利用者によるゴミは持ち帰りとする。土地利用計画において、産業廃棄物を発生させるような施設や行為はない。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス		土地の利用において、温室効果ガスの排出が考えられる環境要因は、発生車両の走行、土地利用で計画されているストックヤードへの搬出入車両の走行、作業機械の稼働である。これらにより温室効果ガスとして、車両等からの二酸化炭素の排出が考えられる。	
		オゾン層保護法規制対象物質	×	土地の利用において、CFC等のオゾン層保護法規制対象物質の排出はなく、環境保全上の支障は生じないと考えられる。	

注) 検討結果欄の「」: 環境影響評価の対象項目として選定した項目

検討結果欄の「×」: 環境影響評価の対象項目として選定しなかった項目